

各少年鑑別所視察委員会の 意見に対する措置等報告一覧表

令和元年度

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
1	札幌少鑑	R2. 3. 13	ハウスダストアレルギーを持っており、カーペットが気になるため、畳にしてほしい旨、在所者が職員に申入れをしたが、掃除機で対応するよう言われたとの意見があった。居室の床を変更することは難しいとしても、在所者の状態に応じた対応をすること、特に少年鑑別所ごとに対応が異なることのないようにすることを求める。	当所における医療上の措置については、医師の診療に基づき実施しているところ、各種アレルギーへの対応についても医師の指示の下適切に実施している。御指摘の少年鑑別所ごとに対応が異なることがないようという要望については、上級官庁に伝達する。
2	札幌少鑑	R2. 3. 13	アトピー体質の在所者について、移送前の少年鑑別所では、薬を貸与される形で自ら管理することが可能だったが、移送後の少年鑑別所では、薬を職員が管理しており必要なときに薬を塗布することができないとの意見があった。医薬品の提供については柔軟な対応が可能と考えており、在所者の状態に応じた対応をすること、特に少年鑑別所ごとに対応が異なることがないよう求める。	当所における医薬品の提供については、医師の指示の下、医療上の必要性和安全性が確保される方法により、適切に実施している。御指摘の少年鑑別所ごとに対応が異なることがないようという要望については、上級官庁に伝達する。
3	札幌少鑑	R2. 3. 13	（平成２９年度において）通常在所者１名に対して少年鑑別所職員２名で行われている聴取の際、１名の職員が退席したときに、残った職員が女子在所者に対し、その交際相手との性交渉の内容（回数等）等、交際内容を細かく聴取したことがあったとの意見があった。在所者との面談には、常に２名以上の職員を配置し、職員が１名の状況においては在所者に対する質問等をしない扱いをすべきであると考えるので、そのような運用の明記及び運用の実施をするよう求める。	鑑別面接は原則として、１対１で行われるものである。なお、男性職員が女子の在所者と単独で面接をする場合は、カメラ視察が可能な調査室を使用して、監督者が面接状況を把握する体制としている。
4	札幌少鑑	R2. 3. 13	現在、札幌少年鑑別所視察委員会の視察委員は６名であるところ、うち２名が釧路少年鑑別支所管内及び函館少年鑑別支所管内の視察委員である。札幌少年鑑別所への支所再編によって、釧路少年鑑別支所管内及び函館少年鑑別支所管内の視察委員は、テレビ会議システムを利用して会議に出席するか、遠方から出張して出席するかの方法しかない状況である。また、いずれかの少年鑑別支所において視察委員会が開催されるときは、札幌少年鑑別所管内の視察委員が開催地に出張することとなる。支所再編以前の視察委員会と同様の体制が望ましいと考えるが、少なくとも各少年鑑別支所管内に２名以上の委員を置く形で人員を配置する等、各視察委員が本所及び支所の実情を把握でき、かつ、視察委員の負担が軽減されるよう、具体的な対応についての検討を求める。	御意見については、上級官庁に伝達する。
5	札幌少鑑	R2. 3. 13	札幌少年鑑別所本所、釧路少年鑑別支所及び函館少年鑑別支所においては、これまで意見・提案箱が活用されたことはほぼなく（一年度内に１回あるかないかの程度）、在所者からの意見を聴取することができたのは面談の場である。少年鑑別所の場合、多くは試験観察等により少年審判の日に退所すると推測されるが、視察委員との面談において初めて意見を述べる在所者がいる実情を踏まえ、退所時に少年から意見を聴取する方法を検討することを求める。	退所前の適宜の時期に、在所者に対し視察委員会による意見提案制度とその手続について改めて説明する機会を設けることとした。
6	旭川少鑑	R2. 2. 12	在所者の入浴について、LGBTである者への配慮として、女子在所者に限らず男子在所者も一律で単独入浴とするよう早急に運用の改善を図られたい。	女子の在所者については、同時に在所する人数が少ないことや、浴室がユニットバスであるという構造上、単独での入浴となっているものである。 男子の在所者については、単独で実施しなければならない相応の理由や状況を個別に踏まえて、集団入浴又は単独入浴を判断して実施している。
7	旭川少鑑	R2. 2. 12	就寝時間の照明について、在所者の就寝の妨げとならないよう、照度の減少を図られたい。	照明の光量の減少・遮光措置については、夜間の在所者の動静視察・保安上支障を来すため、現状を変更するのは困難である。

8	旭川少鑑	R2. 2. 12	就寝時間の照明について、在所者の就寝の妨げとならないよう、アイマスクの貸与・自弁購入を可能とするよう、運用の改善を図られたい。	保安上の必要性から就寝中の少年の心身の動静を確認するため、顔の一部であっても覆うことは適当でなく、現状の対応とする。
9	旭川少鑑	R2. 2. 12	在所者の入浴（シャワーのみを含む。）頻度について、現行の週3回から回数を増加するよう運用の改善を図られたい。	現行においても、気候等に配慮し、夏季においてはシャワー浴を取り入れて入浴回数を増やしているところであるが、入浴回数を増加させることは、予算事情を考慮すると困難である。また、入浴は、関係法令の定めに基づき必要な回数を確保しており、保健衛生にも配慮した上で実施している。
10	青森少鑑	R2. 3. 31	全国的には、事前に、在所者から視察委員に対する面接の希望が出ていない場合であっても、視察委員会当日に在所者から拒絶がない場合には、在所者との面接を実施している機関もある。青森少年鑑別所においても、同様の措置を検討されたい。	現状では、入所時に、視察委員会委員による面接の実施を告知しているほか、当日の視察委員会開始前に、あらかじめ在所者に面接希望の有無を聴取し、その結果を視察委員に伝達しているところである。 視察委員会開始後に、視察委員の求めに応じて、在所者に面接希望の有無を聴取し、在所者が面接を希望する場合には、視察委員会委員に面接を実施していただく。
11	青森少鑑	R2. 3. 31	補食（おやつ）の提供について、対応を検討されたい。	食事及びし好品については、少年鑑別所法第41条に基づき給与しているところであり、適切に給与している。
12	仙台少鑑	R2. 3. 30	仙台少年鑑別所において、各種資格試験関係や教科書及び問題集等を整備するなど、図書の内容の充実を図ることを検討されたい。	令和元年度は、一般図書に加え、11種類の高卒認定試験に関する図書、36種類の教科書・問題集を新たに購入し、図書の充実を図った。
13	仙台少鑑	R2. 3. 30	仙台少年鑑別所において、1回の貸与図書の冊数を増やすことを検討されたい。	貸与冊数は、貸与日によっては8冊まで貸出しを行っているほか、学習用図書については、制限なく必要な冊数を貸し出しており、現状の貸出冊数で十分であると認識している
14	仙台少鑑	R2. 3. 30	室温・空調の整備について検討されたい。	夏季は、扇風機及び施設内に設置されたエアコンを稼働させ、冬季は、暖房機器及びエアコンを稼働させるなど、居室内の温度状況に配慮の上、在所者に負担がかからないよう温度調整を図っている。
15	仙台少鑑	R2. 3. 30	盛岡少年鑑別支所における室温・空調の整備について検討されたい。	各居室において、夏季は扇風機又はエアコン、冬季はボイラー又はエアコンを稼働させ、適度な室温を保つようにしている。 なお、エアコンを全室に設置・稼働させる件については、予算上の制約もあり直ちに実施することは困難であるが、上級官庁に伝達する。
16	仙台少鑑	R2. 3. 30	山形少年鑑別支所における室温・空調の整備について検討されたい。	各居室において、夏季は扇風機、冬季はボイラーを稼働させ、適度な室温を保つようにしている。 なお、エアコンを全室に設置・稼働させる件については、予算上の制約もあり直ちに実施することは困難であるが、上級官庁に伝達する。
17	仙台少鑑	R2. 3. 30	盛岡少年鑑別支所において、時代に則していないと思料される下着の見直しを検討されたい。	順次市販品の下着に切り替えることを検討している。
18	仙台少鑑	R2. 3. 30	食事時間や日課等について「生活のしおり」とズレているのであれば、しおりを修正するなどの対応が必要である。	「生活のしおり」の記載内容と現状を改めて対査・確認し、必要な部分があれば修正を検討する。
19	仙台少鑑	R2. 3. 30	在所者が意見・提案箱の存在等を了知し、必要に応じて意見を述べるができるよう、提案用紙については居室内に備え、入所時だけでなく、入所後一定期間を経過した時点において改めて説明して周知を図るなどの対応を検討し、改善を求める。	入所時に視察委員会に関する告知・説明を行っているほか、「生活のしおり」の中に提案用紙を入れ、意見・提案箱を寮の中でも見やすい場所に設置し、周知を図っている。
20	仙台少鑑	R2. 3. 30	仙台少年鑑別所、盛岡少年鑑別支所及び山形少年鑑別支所の3施設において視察委員会を開催する必要があることから、テレビ会議システム等の使用ではなく、可能な限り各視察委員が顔を合あわせる形での開催が可能となるよう予算措置を講じるなどの対応を要望する。	予算措置については当所限りでの対応は困難であるが、視察委員会の要望事項は上級官庁に伝達する。

21	秋田少鑑	R2. 3. 30	在所者は精神的に未発達であり、孤立した状態に置かれると精神状態に悪影響を及ぼしかねないので、精神科医師によるカウンセリング等を実施するのが適切である。	在所者に対しては、法務技官（心理）及び法務教官が心情の安定を目的とした面接等を適宜実施するとともに、必要性が認められる場合には、精神科医による診察を行っているところ、今後も引き続き、在所者の特性等に応じた処遇上の対応を講じる。
22	秋田少鑑	R2. 3. 30	食事の献立にバリエーションが少なく、朝食がほぼ毎日「菓子パン」では栄養面から不適切であるので、食事の内容について見直しを検討されたい。	在所者の食事の充実に向けて、納入業者との調整を図っていききたい。
23	秋田少鑑	R2. 3. 30	女子在所者の収容の増加を想定し、女性職員の増員を図るべきである。	女子在所者の観護処遇においては、必要に応じて他施設から女性職員の応援を得る体制を執っている。
24	秋田少鑑	R2. 3. 30	在所者に貸与する下着については、洗濯等を実施した上で「使い回し」をしているが、在所者にとって抵抗があることだと考えられるので、一度貸与した下着は処分するのが適切である。	在所者の心情に配慮して、汚損等があれば直ちに処分し、新しいものを貸与することとする。
25	秋田少鑑	R2. 3. 30	視察委員によるパソコンの持込みの許可を要望する。	収容区域外であれば、私物パソコンの持込みは差し支えない。持込場所としては、会議室を予定している。
26	福島少鑑	R2. 3. 31	居室の暑さ対策に一定の工夫は認められるが、盛夏には冷房効果が不十分と推測されるため、エアコンの整備を求める。	令和元年度には寮廊下に面したレクリエーション室にエアコン2台を増設しており、今後の増設については、予算上の制約もあり、直ちに実施することは困難である。
27	福島少鑑	R2. 3. 31	令和2年度に職員が1名減員となるとのことだが、在所者は減少しているものの、地域援助業務が増加しており、減員は適当ではなく、職員の増員を求める。	職員の増員については、当所限りで対応できないものであり、視察委員会の要望は上級官庁に報告する。
28	福島少鑑	R2. 3. 31	職員数が少なく、若年職員は比較対象がないため、自分が適正に成長できているか悩みを持つようである。職員自身の努力も認められるが、管理者の配慮を求める。	職員の経験年数等に応じて、業務目標を設定して育成を行っており、今後も職員面接等でニーズを把握しながら、職員の育成を行うこととしたい。
29	福島少鑑	R2. 3. 31	地域援助業務の拡充により、職員の業務負担の増加が推測されるため、適切な労務管理について検討されたい。	職員の勤務状況の改善や健康管理のために、業務の合理化や協力体制の構築に一層努める。
30	前橋少鑑	R2. 3. 31	施設が建設されて既に30年以上が経過しており、老朽化による問題点も多く生じているように見受けられることから、建て替えも含めた根本的な施設改修の検討を求める。	視察委員会からの意見を踏まえ、当所からも、上級官庁に対し、施設整備を要望していききたい。
31	前橋少鑑	R2. 3. 31	夜間の時間帯は静穏が必要であり、特に消灯後の職員の会話の声の大きさには、十分注意をするよう求める。	寮内の静穏維持について、職員は常に意識して勤務しており、消灯後、大声を出す職員はいないと考えているが、そうした事態が生じないよう引き続き注意喚起に努める。
32	前橋少鑑	R2. 3. 31	施設が住宅街の中にあるため、近隣住宅から生じる騒音等について対応することは困難であろうが、居室の防音設備といった方策の検討を求める。	騒音・防音対策を含め、前記の施設整備に合わせて上級官庁に要望していききたい。
33	前橋少鑑	R2. 3. 31	ラジオの聴取等は娯楽の少ない在所者にとって貴重なものであることから、ラジオ放送の定刻の開始について職員間で注意喚起するよう求める。	ラジオ放送を視聴できる時間は、内規に定めており、引き続き内規に基づく適正な運用を図っていききたい。
34	前橋少鑑	R2. 3. 31	再非行防止のための話合いの場を設けるなど、可能な限り職員が在所者の相談に応じる等の配慮を求める。	審判前の少年であるため非行を前提とした指導を行っていないが、在所者の困りごとや悩みに関するは、相談に応じる等、在所者の健全育成に努めている。
35	さいたま少鑑	R2. 2. 27	意見・提案箱の存在や設置の趣旨について、在所者に周知されていることが認められるが、令和元年度における「意見・提案書」の提出件数はわずか3件にとどまっていることから、意見・提案箱について具体的な運用の改善を要望する。	意見・提案箱の存在や設置の趣旨について在所者に引き続き周知する。また、「意見・提案書」1部について、入所時に他の課題等とともに交付する取扱いとする。
36	さいたま少鑑	R2. 2. 27	視察委員会開催日における在所者との面接について、人数が極めて少数となっているように思われることから、絶対に面接したくないということでない限り面接が実施されるよう希望する。	在所者との面接については、面接を希望した者に加えて、当日の在所者リストを提示し、同リストからの指名に基づき、本人の同意があれば面接可能としている。
37	さいたま少鑑	R2. 2. 27	夕食の時刻が午後4時30分であるのは早すぎるため、開始時刻を同5時とするよう改善を強く要望する。	共同炊さん元における調理時間との兼ね合いがあり、当所のみでは対応できないことから、さいたま拘置支所及び同支所の本所である川越少年刑務所と協議したい。
38	さいたま少鑑	R2. 2. 27	夜間の空腹感の緩和のため、補食の提供などを検討されたい。	法令等による栄養摂取量の規定に基づき、適切に給与している。意見があったことは上級官庁に伝達したい。

39	さいたま 少鑑	R2. 2. 27	夏季の暑さ対策は喫緊の課題であることから、冷房機器を増設するなどの対応を迅速に実施していただきたい。	気温等を勘案して、冷房機運転時間について引き続き柔軟に運用し、熱中症の予防に努める。冷房機器等の増設については、上級官庁に要望していきたい。
40	さいたま 少鑑	R2. 2. 27	一般社会の現状や、在所者に規則正しい生活習慣を身に付けさせる観点からも、季節を問わず、少なくとも週3回の入浴を実施するとともに、それ以外の日にもシャワーの利用を認める方向で改善されたい。	現行においても、気候等に配慮し、夏季においてはシャワー浴を取り入れて入浴回数を増やしているところであるが、入浴回数を増加させることは、予算事情を考慮すると困難である。また、入浴は、関係法令の定めに基づき必要な回数を確保しており、保健衛生にも配慮した上で実施している。
41	千葉少鑑	R1. 6. 26	夜間の照明について寝られないとの意見があり、アイマスクの導入など検討願いたい。	保安上の必要性から就寝中の在所者の心身の動静を確認するため、顔の一部であっても覆うことは適当でなく、現状の対応とする。
42	千葉少鑑	R1. 6. 26	全居室から確認できる時計の設置について検討願いたい。	今後、時計の更新の際、新たに設置する機種や場所等について、意見を踏まえ検討したい。
43	千葉少鑑	R1. 6. 26	春から夏の間の子供の移行期に、前倒しで冷たい飲料が提供できないか検討願いたい。	気候の状況に応じて柔軟に対応することとしたい。
44	千葉少鑑	R1. 6. 26	夕食の喫食時間について、現行の午後4時30分からもう少し遅らせることができないか検討願いたい。	「大量調理施設衛生管理マニュアル」において、調理終了後から2時間以内に給与することとされており、食事を調理してから給与するまでの時間が長いと食品衛生上の問題が生じるおそれがあることから、現状維持とする。
45	千葉少鑑	R1. 6. 26	意見・提案箱がより活用されるようにする方策等について検討願いたい。	過去に意見・提案箱周知の意見があり、ポスター提示にて既に実施しているところであるが、今後、より良い方法について意見を踏まえ検討したい。
46	千葉少鑑	R1. 9. 11	食事のメニューについて、在所者から特定の食材（レバー）を食べないとの意見があったので、同食材をメニューから外せないか検討願いたい。	給食会議の場において、献立等について提案のあった意見を含め意見交換したい。
47	千葉少鑑	R1. 9. 11	協議提案事項についての回答を書面でいただきたい。	事務の省力化を図る観点から、引き続き口頭での回答とすることについて御理解をお願いしたい。
48	千葉少鑑	R1. 11. 12	女子在所者の入浴について、20分では足りないとの意見があり、髪の量なども男子と異なるため、30分での実施を検討願いたい。	女子在所者については、女子寮に設置された浴場でほぼ個別に入浴させており、柔軟に対応している。
49	千葉少鑑	R1. 11. 12	運動後については着替えができると承知しているが、シャワーを実施することができないか検討願いたい。	特に衛生面に配慮する必要がある夏季期間には入浴及びシャワー浴を通常より増加している。
50	千葉少鑑	R1. 11. 12	地域援助業務などの負担が大きくなる中で、若手職員が多く、中堅層の職員が少ないことによる負担が増加している意見もあるため、このことについて視察委員会が強く危惧していた旨を上級官庁に進達願いたい。	意見があった旨を上級官庁に進達したい。
51	千葉少鑑	R1. 11. 12	視察委員会が作成した在所者向けアンケートの実施について検討願いたい。	提示されたアンケート案の内容を踏まえると、既に実施している当所の退所時アンケートを御覧いただくことで趣旨に沿えると考えため、活用願いたい。
52	千葉少鑑	R2. 1. 14	寮廊下の暖房器具の配置（エアコンとストーブが近すぎるなど）について検討願いたい。	居室配置を考慮しながら、エアコンとストーブの配置について見直しを行う。
53	千葉少鑑	R2. 1. 14	寮内の室温を適正に維持するため、在所者に声を掛け、体感温度を確認願いたい。	職員から積極的に声掛けを行い、各寮廊下に温度計を設置して体感温度について確認する取扱いとした。
54	千葉少鑑	R2. 1. 14	職員の言動について、日記の配布の仕方が乱暴な職員がいるとの意見があったため、対応について検討願いたい。	鑑別部門幹部職員から寮勤務職員全体に指導を行った。
55	千葉少鑑	R2. 1. 14	細かい点で職員の指導の不統一が認められるため、きちんと指導を統一するか、統一できない場合はその理由を在所者に説明するなどのことについて検討願いたい。	在所者が理解しやすいような丁寧な説明を心掛けるとともに、教官会議を通じて指導の統一を図ることとした。
56	千葉少鑑	R2. 1. 14	寮居室内のテレビが不調であるとの意見があるので、修理等の対応を検討願いたい。	新たなテレビの購入及び居室のテレビ端子等の修繕を実施した。
57	千葉少鑑	R2. 1. 14	運動について、在所者から戸外運動の回数が少ないとの意見があったため検討願いたい。	年末年始の休庁期間等の一時的要因によるものであり、法令等に定める基準に則して実施している。
58	千葉少鑑	R2. 1. 14	意見・提案箱について、生活のしおりに記載があるものの、在所者が十分に認知していないため、設置場所について周知願いたい。	入所時オリエンテーション等を通じて、意見・提案箱の設置場所について改めて周知することとした。

59	東京少鑑	R1. 6. 14	乳幼児向けのおむつ替えのスペースや補助便座を面会待合室等面会者が使用できる場所に設置可能ならば対処されたい。	面会控室における乳児室の運用を開始した。トイレ内の乳児用補助便座については、スペース、強度及び衛生的な問題があるほか、利用者のニーズが乳児室にあると思料することから、今回は導入しない。
60	東京少鑑	R2. 3. 31	東京少年鑑別所視察委員会の存在や意義について、在所者に周知するため、具体的な情報提供について検討されたい。	入所時オリエンテーション、ポスター掲示及び生活のしおりによる、視察委員会の存在と意義についての周知を引き続き行っていく。併せて、室内放送を活用することについても検討する。
61	東京少鑑	R2. 3. 31	視察委員会への意見・提案について、投かんしやすい場所の検討や、何日かに一度、意見・提案箱を各部屋に回すなど可能なアイデアを出していただきたい。	意見・提案箱については、視察委員会からの意見等を踏まえて、投かんしやすいように設置場所、装飾等に工夫を凝らしてきたところ、今後も在所者がより投かんしやすくなるような設置場所等について工夫していくこととしたい。
62	東京少鑑	R2. 3. 31	意見・提案箱の投かんに対するフィードバックについて、現在、東京少年鑑別所の状況及び対応が分かるように意見・提案箱に見えるように掲示しているところ、更に適切なフィードバックの方法を工夫されたい。	視察委員会からの意見に基づき、投かんの件数及び意見・提案について視察委員会が対処した事実について、意見・提案箱に掲示することとした。今後も、適切なフィードバックについて検討していきたい。
63	東京少鑑	R2. 3. 31	夏の暑さ対策として、在所者の居室内の空調設備を何とか導入していただきたい。	冷房設備については、平成３０年度に居室の廊下にスポットエアコンを導入した。今後についても、予算事情を踏まえ、暑さ対策を検討していきたい。
64	東京少鑑	R2. 3. 31	冬の寒さ対策について、特に女子寮の気温が他寮と比べて２～３度低いので、冬場だけでも別棟に移すか、または床暖房設備の導入等を検討されたい。	暖房設備の導入については、平成３０年度に居室の廊下にスポットエアコン、令和元年度には灯油式ファンヒーターを居室の廊下に設置した。ただし、女子寮については、特に室温が低いので、使い捨てカイロなどの支給について検討する予定である。
65	東京少鑑	R2. 3. 31	夏は週３回、冬は週２回の入浴を行っているところ、社会一般の生活水準に照らしても少ないので、入浴・シャワーの利用回数を増やすことについて、引き続き検討されたい。	入浴回数を増やすことは、予算面及び配置人員の確保の面から現状においては困難である。入浴及びシャワー浴の回数については、法令に基づき保健衛生に配慮して実施しているところ、いただいた御意見については、上級官庁に伝達することとしたい。
66	東京少鑑	R2. 3. 31	温食給与について検討されたい。電子レンジでの温めを実施することはいかがか。	業者において副食は食中毒防止の観点から冷却処理をしているので従来どおり主食のみの温食給与としたい。電子レンジで配膳直前に温めることについては、業者側の耐熱容器、当所における加熱・保温機器など設備の導入及び配置人員の確保の観点から対応は困難である。
67	東京少鑑	R2. 3. 31	在所者の食事の量について、入所時の本人の希望により給与量を増減できないか検討されたい。	食事の量については、関係法令により給与熱量及び標準栄養量が定められており、本人の希望による増減は困難である。
68	東京少鑑	R2. 3. 31	異物混入について、対応方法（在所者は異物を確保し直後に職員に連絡、施設は業者に連絡し原因と改善について回答をもらうなど）を徹底されたい。	令和元年度には異物混入（毛髪）の申出が１件あったため、業者への注意喚起を行い衛生管理に努めた。今後も、必要に応じて業者の調理工場を確認するなどして、給食に係る衛生管理に万全を期することとしたい。
69	東京少鑑	R2. 3. 31	少年鑑別所での生活ルールの周知方法について、現在は「生活のしおり」に書かれているが、理解の徹底を図るため、写真入りの分かりやすい手引を作成する、室内放送を使用して「生活のしおり」の説明を実施するといった措置を検討されたい。	生活ルールの周知については、「生活のしおり」を用いて在所者の特性や理解度に配慮して説明していく。室内放送を活用した音声での説明、写真や映像を活用した説明についても実施できるよう工夫していきたい。
70	東京少鑑	R2. 3. 31	少年鑑別所での生活ルールについて、職員間で在所者への説明に不一致がないように、随時確認されたい。	生活上の指導において職員間での不一致が生じないように、引き続き、研修及び説明を行うとともに、随時、指導の実態の確認を行っていく予定である。
71	東京少鑑	R2. 3. 31	室内放送を再開し、放送内容を所内の生活のルールや審判に関わる情報の提供に利用する方法を講じられたい。	視察委員会についての周知、生活上のルールの説明を含めて、室内放送による在所者への情報提供や働き掛けの実施について検討する予定である。
72	東京少鑑	R2. 3. 31	冷暖房など施設の設備・維持費に関する財政、職員配置について、必要な環境整備に要する費用を現実提示するなど、実現に向けて具体的に努力されたい。	冷暖房など、生命身体に関わる最低限の生活の保障、施設の設備・維持費に関する事項については、予算及び職員配置など複数の要因を考慮する必要がある、現在も必要な環境整備に要する費用を上級官庁に提示するなどしているところであるが、今後も継続していきたい。

73	東京少鑑	R2. 3. 31	屋根のコイル状の有刺鉄線は、施設通行中に威圧感、隔離感が大きい。別の形状の設備にすることを強く求めるとともに、同設備の設置前には視察委員会にも提案いただきたい。	有刺鉄線は、収容の確保を目的として、種々の検討を重ねて設置したものであるが、威圧感、隔離感が大きいといった短所も認められるため、代替可能な設備について、検討する予定である。
74	東京少鑑	R2. 3. 31	面会の時間は可能な限り尊重し、もし時間を短縮せざるを得ないときは、事前に説明をして伝えるなど、少年鑑別所側が個別の面会を大切に思っている気持ちが伝わるように対応されたい。	保護者等との面会については、受付時間の終了が近付いた時間帯に多数の面会申出が重なるなどした場合に、やむを得ず１０分間を下回らない範囲で面会時間を短縮することがある。その場合には、事情を丁寧に説明し、理解を得るよう努めている。
75	東京少鑑	R2. 3. 31	保護者に対する差入品に関するお知らせに、なるべく丁寧な差入れ可能物品の説明、所内に持ち込めない理由などを書くよう配慮されたい。	在所者が入所した際、保護者宛てに「保護者の方へ」という入所に関する通知を郵送し、入所の事実のほか、面会、通信、差入れ等について案内しているところであるが、差入れについては、差入れが可能な物品の説明などについて、更に丁寧に記載してお知らせするよう通知文の内容を検討する予定である。
76	東京西少鑑	R2. 3. 12	夏季において適度な室温の維持とカビの発生防止の両立が可能となる手段を検討されたい。	カビの発生抑止には温度又は湿度を低下させる必要があるところ、当所の空調設備は湿度を低下させる機能がないため、温度を低下させる方法で対応してきた結果、在所者から寒いとの意見がきかれたことから、エアコンの使用以外の方法も含め、除湿剤の設置、除菌シートでの清拭など、防カビの方策を種々継続して検討中である。
77	東京西少鑑	R2. 3. 12	寒さに関し、衣服や寝具の調整で防寒を促す等のきめ細やかな処遇を行われたい。	必要に応じて貸与寝具の種類を検討するとともに、適宜在所者に対し服装調整を行うように放送を行うことを検討する。
78	東京西少鑑	R2. 3. 12	夜間居室内の常夜灯が明るすぎて睡眠が妨げられるため、減光・調光フィルムの活用又は設備改善のための予算措置を上級庁に要求されたい。	居室の照明は、保安上の必要性、在所者の健康状態を把握する必要性から、就寝時においても一定の明るさを確保する必要がある。
79	東京西少鑑	R2. 3. 12	在所者が時間を確認できるよう、時計を設置されたい。	視察委員会からの意見を踏まえ、時計の設置を検討する。
80	東京西少鑑	R2. 3. 12	図書について、蔵書の幅や数の充実を図られたい。	図書整備の目的や在所者の希望・し好等を勘案しつつ、予算事情を踏まえて積極的に充実を図る。
81	東京西少鑑	R2. 3. 12	週末については、図書の貸出冊数の増加を検討されたい。	週末が３連休以上の場合には貸与冊数を増加している。
82	東京西少鑑	R2. 3. 12	蔵書の幅や数の充実を図られたい。	図書整備の目的や在所者の希望・し好等を勘案しつつ、予算事情を踏まえて積極的に充実を図る。
83	横浜少鑑	R2. 3. 26	視察委員会の開催回数について、少なくとも２か月に１回、年６回は開催されることが望ましい。	視察委員会の開催に伴い必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないため、視察委員会開催回数に係る要望について上級官庁に報告したい。
84	横浜少鑑	R2. 3. 26	意見・提案書の趣旨及び体裁並びに意見・提案箱の設置場所の周知徹底を図られたい。	意見・提案の趣旨や意見・提案箱の設置場所については、入所時オリエンテーション時の説明や、「生活のしおり」への記載とは別に説明文を示して説明を行うこととする。
85	横浜少鑑	R2. 3. 26	在所者が正確確実に所内放送を聞き取れる方法を工夫されたい。	引き続き、所内放送開始前のチャイム及び放送内容について、２回以上の繰り返しを徹底する。
86	横浜少鑑	R2. 3. 26	図書について、蔵書の充実、貸出冊数及び回数の増加、内容の検討等、一層の改善に尽力されるように要望する。	備付書籍数や貸出冊数はこれまでも改善しているところ、回数を増やすことは日課運営上困難であるが、貸出冊数については引き続き検討したい。
87	横浜少鑑	R2. 3. 26	暖房の稼働時間や貸与品の貸与期間を固定的にせず天候や気温に応じて調整する、居室内に暖房が十分いきわたるように工夫する等のほか、貸与品の変更、貸与品の数の増加等の一層適切な対策を講じるように要望する。	気温等を考慮した空調設備の使用、使い捨てカイロの貸与、靴下の重ね履きの推奨等を行ってきたところ、今後は使い捨てカイロの貸与期間を延長するほか、更新時期に合わせて保温性のある素材を用いた下着及びパジャマを整備する。
88	横浜少鑑	R2. 3. 26	食事や湯茶の内容、配膳時間及び配膳方法のほか、ポット等の貸与品が適切なものとなるよう工夫されたい。	食事については、共同炊さん庁や担当者間での協議を行い、可能な限り配膳時間を一定にするとともに、配膳が遅れた場合、その後の休憩時間を確保する。また、貸与品は食器口からの受渡しという制約があることを踏まえ整備を検討する。

89	横浜少鑑	R2. 3. 26	職員の言動が少年鑑別所の目的に反する結果となることがないよう、十分な配慮を求める。	御指摘の言動について具体的な事実関係が明らかではないが、在所者に対する言動については人権に配慮するよう、引き続き職員研修を通じて注意喚起を図っていく。
90	横浜少鑑	R2. 3. 26	面会について、外部交通の重要性に鑑み、面会時間を短縮することなく、適切に実施できるよう方法等につき工夫されたい。また、付添人等との面会で資料持参が制限されるケースが生じないよう徹底することを求める。	面会室の数が限られており、面会の申出が重なった場合は、面会時間を短縮せざるを得ない点を理解願いたい。付添人等との面会時の対応については、付添人としての活動を阻害しないよう、周知徹底する。
91	横浜少鑑	R2. 3. 26	居室環境の衛生保持が必要であると考えられるところ、適宜必要な措置を講じられたい。	居室点検を徹底し、網戸の補修や清掃を実施するほか、必要に応じて壁面の塗装等の対応を執る。
92	横浜少鑑	R2. 3. 26	調髪の内容につき、適宜の方法で知ることができるよう工夫されたい。	理髪業者に確認の上、その内容を分かりやすく伝える方法について、検討する。
93	新潟少鑑	R2. 3. 16	在所者の食事については、副食を加温して提供すべきである。	副食を給与直前に電子レンジで温めて給与することに変更する。
94	新潟少鑑	R2. 3. 16	一定の条件のもとに在所者と保護者との土曜日の面会を認める方向で検討すべきである。	土曜日は当直体制のため、職員の人員が限られていることから、原則、面会を実施していない日としているが、在所者の保護上、その他必要と認めるときは個別に判断する運用としている。
95	甲府少鑑	R1. 8. 1	入浴中に浴室の扉を閉めることができることを少年に周知されたい。	初回の入浴時に浴室のガラス扉を閉めることができる旨を説明することとした。
96	甲府少鑑	R2. 3. 31	少年鑑別所内の男子寮において、エアコン（少なくとも、居室に接する廊下に１台）を増設されたい。	エアコンの更なる増設については、予算事情や設備面の実情等を勘案し、引き続き検討したい。 また、既設のエアコンによる冷暖房効果を向上させるための措置についても、併せて検討したい。
97	甲府少鑑	R2. 3. 31	在所者の健康維持と衛生確保のためには、土曜日に限らず日曜日や祝日にも、また、夏季に限らず冬季にも、在所者のシャワー浴を積極的かつ柔軟に認めるようにされたい。	休庁日の最小限の職員配置の観点と入所人員が増大した場合には光熱水料の予算上の制約が生じる可能性があることから、シャワー浴を常態的に実施していくことは、困難であるとする。ただし、入浴については、これまでも年間を通じて必要な回数を確保している。 また、冬季のシャワー浴については、予算事情や感冒等のり患のおそれも考慮し、原則、実施しないこととする。ただし、衛生上の観点から必要性が認められる場合は、冬季であっても個別にシャワー浴を実施することとしている。
98	甲府少鑑	R2. 3. 31	午後９時から午前７時までの１０時間をすべて睡眠時間とすることの必要性には疑義があり、在所者が起床時間前に起床して、学習を希望する場合には、可能な限り認めるようにされたい。	学習については、在所者からの申出があった場合、就寝時間である午後９時から同１０時までの間、個別に「延灯学習」を許可する運用を既に行っており、これをそのまま継続したい。
99	甲府少鑑	R2. 3. 31	在所者が起床時間前に起床して、読書を希望する場合には、可能な限り認めるようにされたい。	読書については、在所者からの申出があった場合、健康上必要な睡眠時間の確保を妨げないと考えられる時間内で、枕元での横臥しながらの読書を認めることを検討したい。
100	甲府少鑑	R2. 3. 31	少年鑑別所において、引き続き、新型コロナウイルス等の感染拡大に対する十全な予防・対策に努められたい。	新型コロナウイルス感染症対策については、職員及び在所者の感染予防や、関係機関との情報共有を中心に必要な対策を講じている。今後もその他の感染症を含めて、予防と感染拡大防止に努めていきたい。
101	甲府少鑑	R2. 3. 31	「非常事態発生時の対応マニュアル」について、適宜見直すなど、十全な災害対策に努められたい。	「非常事態発生時の対応マニュアル」については、令和元年度の山梨県内の風水害被害の状況等を踏まえ、近隣の矯正施設や関係機関等と調整を行い、必要な見直しを行う予定としている。
102	長野少鑑	R2. 3. 30	少年鑑別所法第１０５条の電話等による通信については、どのような場合に許すべきか検討し、在所者に結果を周知されたい。	少年鑑別所法第１０５条の電話等による通信を許すべいか否か等については、個別具体的な事情に基づき、収容されていた少年院における許可状況を踏まえて判断している。
103	長野少鑑	R2. 3. 30	保護者等が施設の運営について、視察委員会宛てに投書等により情報提供できるような手段の導入を検討されたい。	意見・提案箱は、在所者が視察委員会へ意見・提案書を提出するためのものであり、それ以外の方からの施設運営に資するための意見聴取については施設がすべき事項であるため、在所者以外の者から視察委員会に宛てた意見聴取用の意見・提案箱を設置する予定はない。

104	長野少鑑	R2. 3. 30	令和元年度、熱中症対策として、新たにスポットクーラー２台を導入するに至ったところ、抜本的には在所者の居室に固定式冷房機器を設置するよう検討されたい。	在所者の居室への固定式冷房機器の設置については、予算事情により、直ちに実施することは困難であるが、予算事情等を総合的に勘案しつつ検討していきたい。
105	長野少鑑	R2. 3. 30	在所者が職員に深い感謝の気持ちを持っているという事実は、職員のモチベーションを高め、在所者の更生のために還元されていくことが期待できるので、是非、職員に知らせることを希望する。	当所職員の在所者対応に関する感想等については、職員へ伝達している。
106	静岡少鑑	R2. 3. 25	在所者の健康上の観点から、全居室への冷暖房設備の設置及び稼働を希望する。	冷暖房設備の設置については、予算事情もあり、直ちに実施することは困難であり、視察委員会からの要望事項として上級官庁に報告したい。
107	静岡少鑑	R2. 3. 25	雨漏りや配管からの水あふれによる浸水のほか、居室の窓枠が鉄製であるため隙間風やきしみ音が大きいなど、施設の老朽化が進んでいる。補修や改修を適宜行われたい。	令和元年度に実施した庁舎屋上の防水工事により、雨漏り及び配管からの水あふれは解消した。今後も当所施設の老朽化の実情について上級官庁に説明し、補修や改修を含め、施設整備の充実化を要望していきたい。
108	静岡少鑑	R2. 3. 25	現状の３回の入浴及び夏場における運動後のシャワーに加え、シャワー時のシャンプー等使用許可及び入浴回数の増加を可能とする予算措置及び職員配置を要望する。	入浴回数を増加させること等については職員配置及び予算上困難であるが、引き続き対応可能な運用方法を検討したい。 なお、入浴は関係法令の定めに基づく回数を確保し、保健衛生に配慮した上で実施しているところであるが、視察委員会から意見が上がっている旨上級官庁に報告したい。
109	静岡少鑑	R2. 3. 25	冬に風呂の温度が低い、湯船が不衛生との意見があったことから、温度管理及び衛生管理を徹底されたい。	湯温の確認や湯船の衛生管理は行っていたが、視察委員会から意見があったことを踏まえ、温度調節や衛生管理の徹底により一層努めたい。
110	静岡少鑑	R2. 3. 25	就寝時の明るさで睡眠を妨げられていることは軽視できない。アイマスクを貸与することを上級官庁に要望するなど睡眠確保の対応・工夫を検討されたい。	アイマスクについては、在所者の自弁品に関する訓令で貸与する物品とされていないことに加え、保安上の必要性から就寝中の在所者の心身の動静を確認するため、顔の一部であっても覆うことは適当でないことから、現状の対応とする。
111	静岡少鑑	R2. 3. 25	弁当給食業者の変更等により、量や質が落ちることのないよう、業者の選定を慎重に実施されたい。	入札業者が極めて少ない中、定期的に事業者からヒアリングを行うなどして、慎重に選定を行っている。
112	静岡少鑑	R2. 3. 25	ごく一部ではあるものの、職員が不安を聞いてくれないとの意見があった。可能な限り在所者とのコミュニケーションを取り、親切丁寧な態度で対応されたい。	平素から心情把握に努め、在所者に対応しているが、視察委員会から意見があったことを踏まえ、より一層留意するよう職員に周知を図った。
113	静岡少鑑	R2. 3. 25	令和元年度も意見・提案箱への投かんが１通もなく、その存在を認識していない在所者も存在したため、今後も周知徹底に努めるとともに投かんを促す努力をされたい。	意見・提案箱について、在所者に対し、職員が開けることはないこと及び投かんしても不利になることはないことを教示している。また、在所者用貸出図書があるレクリエーション室に意見・提案箱があることから、在所者が図書交換のためにレクリエーション室に行く回数を増やすことで、投かんできる機会も増やした。今後も引き続き意見・提案箱の設置場所や視察委員会についての周知及び投かんしやすい環境の確保を徹底する。
114	静岡少鑑	R2. 3. 25	職員の生活環境の整備・充実のために職員宿舍の補修及び改修に係る予算増額に努められたい。	引き続き当所の実情について上級官庁に説明し、理解が得られるよう努めるとともに視察委員会から意見があった旨を報告し、施設整備の充実化について要求していきたい。
115	静岡少鑑	R2. 3. 25	視察委員会を年６回とするための適切な予算措置を講じることにつき、上級官庁に進言願いたい。	視察委員会の開催に必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないため、視察委員会からの要望事項として上級官庁に報告したい。
116	金沢少鑑	R2. 3. 25	単独室における空調設備の更なる導入を要望する。	単独室におけるエアコンの増設設置については、予算事情を踏まえながら検討していきたい。
117	金沢少鑑	R2. 3. 25	入浴については、平日１日おきに３回実施しているところ、土日祝日を含み、少なくとも同様の頻度で実施するよう要望する。	入浴回数を増やすことは、予算面及び配置人員の確保の面から現状においては困難である。入浴及びシャワー浴の回数については、法令に基づき保健衛生に配慮して実施しているところ、いただいた御意見については、上級官庁に伝達することとしたい。
118	金沢少鑑	R2. 3. 25	汗をかきやすい季節の適宜のシャワー利用の機会を確保すること及びシャワーや入浴の時間帯を運動後にするなど利用時間帯について配慮するよう要望する。	夏季における保健衛生上の対応は、十分に配慮した上で実施している。引き続き入所状況、日課の進行、職員の配置の都合等を踏まえて検討したい。

119	金沢少鑑	R2. 3. 25	様々な職種に関する蔵書があると認識しているが、いまだ情報が希薄な職種に関する蔵書の導入等を検討されたい。	備付書籍の充実化については、毎年実施しているところではあるが、職業に関する書籍の整備について、より幅広くに対応するよう検討したい。
120	金沢少鑑	R2. 3. 25	女子の在所者の対応については、女性職員の方が好ましいため、土日や祝祭日を含め、迅速に対応がなされるよう女性職員の増員等について検討されたい。	当所のみで対応することは困難であり、こうした要望があったことについて、上級官庁に報告したい。
121	金沢少鑑	R2. 3. 25	在所者の運動の時間帯に、他の予定が入ると運動の機会を逸する可能性があるため、可能な限り柔軟に対応し、運動の機会が最大限保証されるよう要望する。	在所者の運動時間の確保については臨機に対応しているところであり、引き続き１日おおむね１時間の運動時間を確保できるよう配慮をしたい。
122	金沢少鑑	R2. 3. 25	職員の説明にそこがあると感じている在所者がいることから、在所者の特性等にも配慮した対応を要望する。	在所者に正確な情報を伝えるために、職員間において、引き続き情報共有を行うとともに、在所者の特性等に配慮した対応を行っていく。
123	福井少鑑	R2. 3. 4	意見・提案箱に投かんされた意見・提案書について、視察委員会が速やかに把握できるよう配慮願いたい。	従前どおり、視察委員会開催時に速やかに開かんするよう配慮するほか、委員会からの問合せがあった場合に、意見・提案箱に投かんがあるか確認して報告するなどの対応を検討したい。
124	福井少鑑	R2. 3. 4	保安上の問題点について、再点検を要望する。	保安上の問題点についての点検は積極的に実施しているところ、引き続き緊密に再点検を実施していく。
125	福井少鑑	R2. 3. 4	第１回視察委員会の開催時期を早期に計画されることを要望する。	視察委員会からの意見を踏まえ、第１回視察委員会は早期に実施するよう努める。
126	岐阜少鑑	R2. 3. 24	在所者の居室に関し、対処的な改善ではなくエアコンを設置するなど施設の抜本的な改修が必要である。	寮室のエアコン設置工事については、上級官庁に予算措置を要望しているところである。
127	岐阜少鑑	R2. 3. 24	入浴時間の計測開始時及び終了時点について職員間での周知を徹底されたい。	入浴時間の計測については、鑑別部門ミーティングにおいて、職員に対し改めて周知した。
128	岐阜少鑑	R2. 3. 24	図書交換をする際、図書選定時間が２分であるということであるが、５分に延長すべきである。	図書選定時間は特段定めていない。在所者の図書選定に際し、せかされたと感じない対応をするように、鑑別部門ミーティングにおいて、職員に対し改めて周知した。
129	岐阜少鑑	R2. 3. 24	土曜日・日曜日には図書交換ができないため、金曜日の図書の貸与冊数を通常に加え２冊余分に貸し出すべきである。	図書交換の貸与冊数について、達示を改正し、月・水曜日は５冊、金曜日は７冊とし、従前から２冊ずつ増加した。
130	岐阜少鑑	R2. 3. 24	在所者の中には複雑な家庭環境等の背景を抱えている者もあり、また情緒的に不安定な者がいることも容易に想像できるところであるため、改めて、在所者に対する職員の対応についての指導を徹底されたい。	鑑別部門ミーティングにおいて、不適正処遇の防止に関する職員研修を実施した。
131	岐阜少鑑	R2. 3. 24	水道管について、破裂の危険箇所があるかの点検を実施し、また、破裂の危険箇所について修繕を早急にすべきである。	水道等の設備については、毎年法定検査を実施している。水道設備の改修については、改修のための設計業務の予算措置を、上級官庁に要望している。
132	岐阜少鑑	R2. 3. 24	意見・提案書の書式について所定の書式のみではなく、在所者の使いやすい自由な書式を認めること。	意見・提案書の様式は、通達をもって定められている。ただし、同通達において、在所者が私物の便箋の使用を申し出たときは、その使用を認める取扱いとなっている。
133	岐阜少鑑	R2. 3. 24	在所者が居室を出る際には、所持品検査がされることがあるが、意見・提案書について、投書したか否かも含め秘密に投かんできるように工夫すること。	在所者が居室を出入りする際の所持品検査は保安上必要であるが、意見・提案書を携行している場合は、記載内容を見ないよう職員に徹底させている。
134	岐阜少鑑	R2. 3. 24	広く意見を求めるために、在所者の関係者からも気軽に意見を投かんできるよう、待合室に意見・提案箱を設置すること。	意見・提案箱は、在所者が視察委員会へ意見・提案書を提出するためのものであり、それ以外の方からの施設運営に資するための意見聴取については施設が必要に応じて実施すべき事項であると考えられるため、在所者以外の者から視察委員会に宛てた意見聴取用の意見・提案箱を設置する予定はない。
135	岐阜少鑑	R2. 3. 24	在所者の退所時のアンケートを視察委員会開催毎に閲覧することを要望する。	令和２年度から在所者の退所時のアンケートを視察委員会開催毎に提示することとする。
136	名古屋少鑑	R2. 3. 10	冬季及び夏季いずれについても入浴回数を増やし、夏季については、入浴できない日にはシャワー浴の時間を設けるよう検討いただきたい。	在所者の入浴に関しては、保健衛生にも配慮して実施しているが、冬季及び夏季における入浴回数の増加並びに夏季における入浴日以外のシャワー浴の実施については、予算の都合上困難であるため、夏季における就寝前の清拭を積極的に勤めるとともに予算上の措置に関して上級官庁に意見具申を行っていく。

137	名古屋少鑑	R2. 3. 10	入浴時間を現在の２０分から５分でも増やすよう検討いただきたい。	入浴時間に関しては、気候や観護処遇の内容のほか、予算上の制約や職員配置等の事情を考慮して設定しているため、入浴時間の延長の可否については、これらの事情も考慮した上で慎重に検討していく。
138	名古屋少鑑	R2. 3. 10	現行の夕食開始時間が午後４時３０分からであるが、３０分から１時間程度繰り下げることを引き続き検討いただき、早急な対応が困難な場合には、同７時からの娯楽時間に、希望者には補食を配布する対応が１年を通してできるよう検討いただきたい。	配置上の制約等から、調理時間や納品時間を遅らせることはできないため、夕食の喫食時間を現状よりも繰り下げるとは困難である。また、午後７時からの栄養補助食の配布については、予算上常時の対応が困難である。
139	名古屋少鑑	R2. 3. 10	食事のおかずと汁物について、温かいものを提供できるよう検討いただきたい。	在所者に給与している弁当給食については、契約書等にも温食給与に関する規定を設けるなどし、施設としてもその実現に尽力しているほか、審判で帰庁が遅れ、食事時間が遅くなる場合などは、各教官室に整備されている温蔵庫内におかずや汁物を入れて置き、できるだけ温かい状態で在所者に給与するよう努めている。
140	名古屋少鑑	R2. 3. 10	新たな書籍を購入する機会には、購入書籍の中に、生き辛さや自分ではどうしようもない悩みを抱える子どもが勇気づけられる内容の書籍を加えることを検討いただきたい。	備付書籍の購入については、毎年度、予算事情を勘案した上で、インターネット検索や職員アンケートなどを参考にして書籍の選定を行っており、今後も在所者のニーズに応じたバラエティの富んだ書籍を購入するよう配慮していく。
141	名古屋少鑑	R2. 3. 10	名古屋少年鑑別所職員が在所者と面接する際に、ため息等の同人に不安・不信を感じさせるような不適切な態度をとらないよう、適切な方法で周知されたい。	当該職員が当所職員であるか否かについては定かではないが、在所者に接する場面では、相手に不安や不信感を与えるような不適切な態度を取らないよう、引き続き、職員研修等の機会を活用して周知徹底していく。
142	名古屋少鑑	R2. 3. 10	在所者が医療を受けることを希望する際には、同人の症状に応じて適切に医療を受けさせ、同人に自身の医療についての情報を十分に説明するよう配慮されたい。	毎日、寮勤務職員が在所者から体調面の異状の有無について確認し、日中に在所者から体調不良の申出があった場合は、バイタルチェックを行い、必要があれば速やかに医務課に引き継いで対応している。また、常勤医師が診察を行い、その後、在所者の病状などによっては、最寄りの外部病院に診察に連れていくこともあるが、診療内容については、在所者本人に十分理解できるように平易で日常的な言葉で伝えるよう、引き続き配慮していく。
143	名古屋少鑑	R2. 3. 10	勾留中の未決在所者に限り、同在所者の権利保障（憲法第３１条等）の観点から、同人からの弁護士接見希望を名古屋少年鑑別所から電話で弁護士事務所へ通知する対応ができるよう検討いただきたい。	現状では法令上対応できない。施設としては、対応可能な電報の運用に疎漏がないよう留意する。
144	名古屋少鑑	R2. 3. 10	富山少年鑑別支所から選任される視察委員を複数としていただくよう引き続き検討いただきたい。	富山少年鑑別支所の視察委員を２名にすることについては、施設限りでは対応できないので引き続き、上級官庁に意見具申を行っていく。
145	名古屋少鑑	R2. 3. 10	名古屋少年鑑別所本所と富山少年鑑別支所との間でテレビ遠隔通信システムを活用して視察委員会を開催することが今後も継続するのであれば、双方の会場からの発言が他方会場から聞き取れるような適切な機器を同システムに利用できるよう予算措置を講じることを検討いただきたい。	令和２年度の視察委員会を開催するに当たっては、テレビ遠隔通信システムを使用する際、マイクやスピーカー等の音響機器の設置などを検討し、出席委員の聞き取りに支障が生ずることのないよう対応する。
146	名古屋少鑑	R2. 3. 10	年５回の視察委員会のほか、意見・提案箱の投かん及び少年との面談の内容によっては、委員長判断により、臨時会議を開催すること並びに臨時会議開催に当たっては、予算措置の臨機な対応をお願いしたい。	施設限りでは対応できないので、定例会である５回の視察委員会以外に臨時会議を開催した場合は、予算措置がなされるよう上級官庁に報告する。
147	津少鑑	R2. 3. 16	廊下に空調設備を設置して冷気を各居室に送るなどの措置を柔軟にとることで一定の温度管理を行うことを要望する。	エアコンの増設設置については、予算事情により、直ちに実施することは困難であるが、視察委員会の意見は上級官庁に報告する。
148	津少鑑	R2. 3. 16	視察委員会宛ての意見・提案書が気兼ねなく投かんされるよう一層の工夫を求める。	意見・提案書については、生活のしおりに記載されており、入所時オリエンテーションの際に一通り説明しているところであるが、在所者が理解しやすい一層丁寧な説明を行うこととする。
149	津少鑑	R2. 3. 16	外国人在所者の会話不足を解消する手立ての改善にも積極的に取り組まれたい。	多言語翻訳機を整備し、簡易な意思疎通については、通訳人を介さずとも実施できる体制を整えた。

150	津少鑑	R2. 3. 16	医療体制の充実について積極的に取り組まれない。	在所者の健康状態の把握については万全を期しているところであり、現在の体制を継続していく。
151	大津少鑑	R2. 3. 31	図書交換時の貸出冊数を増加されたい。	意見を受けて、図書交換時の貸出冊数増加を試行運用する所長指示を発出した。試行結果により今後の対応を検討する。
152	大津少鑑	R2. 3. 31	就寝時における居室天井の照明が明るすぎる。照明の明度、入射方向の調整等につき検討されたい。	居室天井の照明は、夜間時における在所者の動静視察・容体確認の観点から一定程度の明るさが必要であり、現状を変更するのは困難である。
153	大津少鑑	R2. 3. 31	外部講師による健全育成を期した指導（学習指導、ヨガ指導等）につき、毎週１回実施できるよう予算増額を実施されたい。	予算増額を当所限りで対応することは困難である。ただし、視察委員会から要望のあったことは、上級官庁に伝達したい。
154	大津少鑑	R2. 3. 31	職員の多忙さを解消し、在所者の更生及び健全育成を図る観点から、職員の増員を求めたい。	職員増員を当所限りで対応することは困難である。ただし、視察委員会から要望があったことは、上級官庁に伝達したい。
155	大津少鑑	R2. 3. 31	在所者に女子が一定数いることに鑑み、女性職員の増員を求めたい。	女性職員増員を当所限りで対応することは困難である。ただし、視察委員会から要望があったことは、上級官庁に伝達したい。 なお、女子少年処遇繁忙時には、他庁から職員応援（女性職員による応援を含む。）を受けて対応している。
158	京都少鑑	R2. 3. 12	職員間の意思疎通の円滑化、指揮命令の明確化を一層図られたい。	職員朝礼、各課・部門におけるミーティング及び幹部会議等での情報共有を徹底し、指揮命令の明確化を図るとともに、今後、職務に関する一般職員からの意見及びアイデア等を聴取する機会を定期的に設ける予定である。
159	京都少鑑	R2. 3. 12	地域援助業務の充実に当たり、職員の負担が過大なものとならないよう留意されたい。	地域援助業務における継続事例について定期的に検討会を開催し効率化を図ったほか、全所的な取組強化により、特定の職員に過度の負担が生じないよう配慮している。
160	大阪少鑑	R2. 3. 9	意見・提案書の書式について、面接希望の有無及び面接を希望する場合には氏名を記入する欄を設けていただきたい。	意見・提案書の書式は、法務省矯正局の通達により定められているため、当所限りで書式の変更は困難であることを御理解いただきたい。ただし、生活のしおりに添付している視察委員会からの案内文に追記することは可能であるため、次年度以降に視察委員会と協議の上、調整することを検討したい。
161	大阪少鑑	R2. 3. 9	土日祝日の保護者等との面会について、「例外として、特段の事情がある場合の配慮をどの程度行うかについては、個別のケースを精査して」検討する（平成３０年度回答）とされているが、ハッピーマンデーの導入などのため閉庁日が連続して３日以上続くような場合は「特別の事情がある場合」としてその間に面会できるよう努められたい。	「特段の事情がある場合」として個別の判断を行うことが想定されるケースは、例えば、保護者が海外におり、土曜日や休日しか帰国して面会できない場合や、入院していて特定の日しか一時退院できない等の場合である。閉庁日が３日以上続く場合についても、例に挙げたような特段の事情がある場合に個別に検討することになる。 なお、仮に休日の面会を全ての保護者に一律に許可する扱いとした場合、平日以上に面会に対応する職員数を確保しなければならず、施設運営に支障が生じることを御理解願いたい。
162	大阪少鑑	R2. 3. 9	新型コロナウイルスの流行に伴い、人と人との接触を回避する措置がとられるようになっていながら、大阪少年鑑別所では、外部交通権の保障のため、面会時間を３０分確保することを含め保護者等との面会を特に制限してはいないとのことであるが、今後もこれまでと同様に特段の制限なく保護者等との面会ができるように努められたい。	新型コロナウイルスの感染拡大の状況に鑑み、令和２年３月以降、在所者への感染防止徹底のため、全ての面会を遮蔽板のある面会室（３部屋）で実施すること以外は、これまでと同様に面会が実施できるように努めている。なお、遮蔽板のある面会室を使用することについては、感染防止対策に必要な措置であることを面会者にも丁寧に説明し、御理解いただいているところである。
163	大阪少鑑	R2. 3. 9	食事に温かい汁物を追加していただきたい。	年３６５日欠かさず提供すること、仕様書に規定する栄養価を満たすこと、アレルギー食に個別に対応すること等、厳しい条件を満たす給食の入札に参加する業者の確保に苦慮しているところであり、現状では温かい汁物の給与を追加することは難しい。

164	大阪少鑑	R2. 3. 9	6月から9月までの期間の入浴のない日においては、 室外運動後に冷水シャワーを実施することとしている (平成29年度回答)とのことであるが、期間にかかわ らず、運動後に入浴する場合を除き、在所者の希望によ り、運動後のシャワー(寒い時期は温水シャワー)又は 拭身ができるようにしていただきたい。	入浴日以外は、夏場は運動後に水シャワーを実施し、冬 場は拭身を実施している。入浴後に運動をした場合も、運 動後に汗を拭くように職員が在所者に助言指導している。
165	大阪少鑑	R2. 3. 9	フロアの異なる図書室間で書籍の充実度に偏りがある ため、図書室間の書籍の充実度を等しくなるよう高める か、フロアの異なる図書室の書籍を借りることができる ように工夫されたい。	書籍等を購入した際は、各寮の図書室に備える書籍が偏 らないように配慮している。また、在所者に人気のある書 籍については、貸出し希望が集中するので、同一書籍を複 数冊ずつ、各図書室に備える等の工夫も行っている。 なお、当所で備えている図書には、青少年が読むにふさ わしい良書が多数あるので、在所者が書名を知っているよ うなベストセラー本だけでなく、様々な図書を読んでみよ うという気持ちになるよう、図書の配置等を工夫したり、 個々の在所者の興味関心に応じて、適当な図書を勧めると いった働き掛けも行っているところである。
166	大阪少鑑	R2. 3. 9	体調の悪い職員が無理に出勤し、他の職員や在所者に ウイルスを感染させるような事態にならないよう、日頃 から職員が有給休暇を取得しやすい環境を作っていただ きたい。また、感染症を原因として、多数の職員が自宅 待機を余儀なくされるなど人員が不足する緊急事態が考 えられるため、上級庁に対して定員増加や一時的な人員 の配置転換など緊急事態に柔軟に対応できる職場環境を 整備するよう要請していただきたい。	日頃から年次休暇を取得できる職場環境の構築に配慮し ていることに加え、新型コロナウイルスの感染拡大防止の 観点から、体調不良を感じた職員は無理に出勤すること のないよう指示している。なお、新型コロナウイルス感染事 案発生等により多数の職員が自宅待機することとなった場 合の職場環境の整備については、そうした意見があったこ とを上級官庁に報告する。
167	大阪少鑑	R2. 3. 9	在所者の弁護人に対する接見依頼連絡について、接見 交通権の保障の観点から、少なくとも勾留期間中は、電 話で取り次ぎ連絡することができるようにされたい。こ の点、平成30年度に、在所者の弁護人に対する接見依 頼連絡について、在所者が自弁で電報など外部交通手段 をとる以外に、緊急で費用が負担できない場合であれ ば、相当性の審査を行った上で、国費で電報を発出する ことは可能であるとのことに対して、留置施設と同様、 電話で取り次ぎ連絡することができるようにされたいと の意見を出した。これに対して、電話で取り次ぎ連絡す ることは、電話の掛け間違い等の過誤や個人情報の漏え いが生じるおそれがあり不適當である(平成30年度回 答)との回答であったが、このような理由は、留置施設 では過誤や個人情報の漏えいは現実化していないため、 合理的でない。	矯正施設については、そのような取扱いはおらず、 本人が手紙や電報で連絡することとしている。所持金がな い場合の手立ても講じている。なお、本件については、令 和元年度の司法事務協議会において、大阪弁護士会に回答 済みであり、また、上級機関にも、そのような申入れがあ った旨報告済みである。
168	大阪少鑑	R2. 3. 9	視察委員会開催回数を6回とされたい。	令和元年度においても、年5回分の視察委員会開催の予 算措置が講じられていることから、この予算措置の範囲内 での開催を予定しているところであるので、御理解願いた い。ただし、年6回の開催ができるようにとの御意見があ ったことについては、上級庁に報告することとしたい。
169	大阪少鑑	R2. 3. 9	令和2年度視察委員会についても、各開催日に際し、 施設の現況・発生した職員・処遇関係の現況・月間行事 予定などの資料提供と説明をされたい。	御意見を踏まえ、令和2年度においても引き続き視察委 員会の開催の都度、職員関係、処遇関係を始めとした施設 の概況、行事予定等について、積極的な情報提供に努めた い。
170	大阪少鑑	R2. 3. 9	視察委員が出席可能な行事について、情報を提供され たい。	御意見を踏まえ、令和2年度においても視察委員が出席 可能な行事について検討し、積極的な情報提供に努めた い。
171	神戸少鑑	R1. 7. 3	図書カートの隅の方に置かれた図書が、図書交換時に 見えにくいとの意見が在所者から出ているため、改善を 検討されたい。	図書交換の方法を、図書カート方式から書架を設置して 図書を選ぶ図書館方式に、令和2年1月7日から変更し た。
172	奈良少鑑	R2. 2. 20	図書の貸出日や貸出冊数を増やすべきである。	図書の貸出は、週2回であるが、今後は週3回とするこ ととしたい。なお、貸出冊数については、1回7冊で、学 習用は冊数制限なしであり、現状のままとしたい。

173	奈良少鑑	R2. 2. 20	消灯時間内の読書等を認めるべきである。	希望者には、延灯学習（消灯時間後の学習）の一環としての読書であれば可能な運用としている。
174	奈良少鑑	R2. 2. 20	現行の入浴、シャワーの回数を増やすべきである。	入浴は関係法令に定められている必要な回数以上を確保し、夏季には入浴日以外にシャワー浴を加えているほか、連休期間には、別途入浴日を設けている。加えて、光熱水料の予算上の制約もあることから、おり、現状の運用としたい。
175	奈良少鑑	R2. 2. 20	雑巾及び布巾を入所時に新品を交付すべきである。	雑巾及び布巾については、在所者の入所時に新品を交付しており、交付後も定期的に回収して消毒及び洗浄することを徹底したい。
176	奈良少鑑	R2. 2. 20	風呂にリンスが置いていなかったとの意見があった。シャンプーとリンスを個々に備えるよう要望する。	当所は、リンスインシャンプーを備えており、現状の物でシャンプーとリンスの効果があると考ええる。なお、個々になっている物については、差し入れや自弁購入で対応できるようにしている。
177	奈良少鑑	R2. 2. 20	報知板を押しても気づいてもらえず、１５分程待たされた旨の意見があった。報知板の確認を徹底するとともに緊急時に職員に知らせる手段を講じ在所者に周知すべきである。	オリエンテーション時に、長時間職員が来ないときや緊急時には声を出して呼んでも差し支えない旨説明しており、引き続き、説明に遺漏のないように徹底したい。
178	奈良少鑑	R2. 2. 20	面会時間について、目安となる３０分が経過した際に面会者に面会継続の意思確認を確実に行うべきである。	面会開始前に「３０分でタイマーがなりますが、目安としての合図を知らせます。」と告知しているところであるが、必要があれば継続して面会ができることを丁寧に説明する。
179	奈良少鑑	R2. 2. 20	今後も引き続き、在所者の理解者として少年たちの自主性を尊重しつつ、学習支援、情操の涵養に努められたい。	今後も丁寧な対応を継続していく。
180	和歌山少鑑	R2. 3. 19	全室空調設備が設置できることが望ましく、そうできるよう上級官庁への予算措置を要望する。	予算措置について当所限りで対応することは困難であるが、視察委員会の要望は上級官庁に伝達する。
181	和歌山少鑑	R2. 3. 19	必要な耐震補強工事ができるよう（場合によっては建て替えも視野に入れて）上級官庁に予算要望されることを希望する。	耐震補強や建替等に係る予算措置について当所限りで対応することは困難であるが、視察委員会の要望は上級官庁に伝達する。
182	和歌山少鑑	R2. 3. 19	地震、風水害等に対処するための日常の備えについて、不断に点検・見直しをするよう要望する。	台風の際に雨水が通風口から入らないよう風除板を設置し、在所者の居室全室の窓を改修する等、地震、風水害等に対する備えを行い、非常食についても、必要数量備蓄しているが、今後も引き続き、点検・見直しを進める。
183	和歌山少鑑	R2. 3. 19	全国的に収容者の少ない施設を中心に小規模少年鑑別所が支所に再編されているが、再編後は、再編前の視察委員会は廃止されている。そのため、支所への組織再編には抑制的に臨んでいただきたく、もしも支所再編の判断をするのであれば、再編後の実質的な視察の運用につき、視察委員会とも十分に事前に協議されるよう、上級官庁に意見を述べたいと思うので、和歌山少年鑑別所からしかるべく進達されることを要望する。	組織再編等に関する御意見であり、当所限りで対応することは困難であるが、視察委員会の要望は上級官庁に伝達する。
184	鳥取少鑑	R1. 10. 29	２０分の入浴時間内では、髪を黒く染めるための時間が十分に確保できないため改善願う。	入浴時間とは別の時間に染髪できるよう対応する。
185	鳥取少鑑	R1. 10. 29	職員が見ていないところで意見・提案箱に投書できるよう、居室に備え付けることを検討願う。	意見・提案箱を居室に備え付けた場合、保安上検査しなければならないが、意見・提案箱は職員が扱えないことから、対応は困難である。
186	鳥取少鑑	R1. 12. 16	鳥取少年鑑別所は、令和２年度から広島少年鑑別所の支所に再編されるが、再編後も、鳥取少年鑑別支所において視察委員複数名で在所者への面接が可能な体制となることを要望する。	鳥取少年鑑別支所における在所者の面接に視察委員を複数名配置することについては、当所限りで対応はできないため、要望があったことは上級官庁に伝達する。
187	鳥取少鑑	R2. 3. 25	広島少年鑑別所の少年鑑別支所に再編された後は、本所との連携をとりつつ、鳥取少年鑑別支所独自の創意工夫により対処可能な事項はないかどうか、運営についての確認、分析の機会を持ち、現状の維持、発展に努められたい。	少年鑑別支所に再編された後は、本所と連携をとりながら、施設運営について、少年鑑別支所に与えられた裁量をより十分に活用できるよう確認、分析を行い、柔軟な発想の下、必要な改善措置を模索していくこととしたい。

188	鳥取少鑑	R2. 3. 25	広島少年鑑別所の少年鑑別支所に再編された後も、鳥取少年鑑別所が全国的に高水準の実績を誇る「地域援助業務」の活動水準を維持するための人員措置及び予算措置を講じられたい。	少年鑑別支所に再編された後は、本所と連携を密に取り、特に地域援助業務において、再編前の活動水準を維持できるよう、実施体制の確保に努めたい。
189	鳥取少鑑	R2. 3. 25	広島少年鑑別所の少年鑑別支所に再編された後も、旧鳥取少年鑑別所管内から選出される視察委員の人数を2名以上確保されたい。	当所限りで対応することは困難であるため、本所となる広島少年鑑別所や上級官庁へ意見を伝達する。
190	松江少鑑	R2. 3. 30	食事について、松江刑務所の食事を運ぶことや冷凍食品や総菜など補助的な食事（惣菜、デザート、季節の食事、軽食等）を足すことはできないか検討されたい。	矯正施設食料給与規程により給与熱量や予算等の制約があり、共同炊さんに戻すことは困難な実情である。補助的な食事については、予算上可能な範囲で適切に実施しているところである。引き続き、より適切な給与を検討する。
191	松江少鑑	R2. 3. 30	運動時間及び運動の機会を増やすことについて、ボランティアの活用を含め土日の運動について検討されたい。	土日の休庁日については、必要最低限の職員を配置した体制で施設を運営しており、外部講師による指導を活用したとしても制止等の措置などいわゆる「指定職員」にしかできない職務があるため、保安要員が必要なことに変わりはなく、職員配置上の困難がある。
192	松江少鑑	R2. 3. 30	外気に触れることについて、土日は施設敷地内の場所で外を眺めるなど外気に触れることだけでも実施を検討されたい。	昨年度は施設の外壁工事のため、平日もグラウンドが使用できないという実情があったが、外壁工事が終了し改善されている。土日の休庁日については、必要最低限の職員を配置した体制で施設を運営しており、困難である。
193	松江少鑑	R2. 3. 30	施設内で流れる音楽やラジオについて、在所者によっては苦痛を感じることもあるため、「嫌なら切ることができる」ことを在所者に伝え、在所者が切ってもらえることも知らずに苦痛を感じ続けることがないよう工夫されたい。	職員にラジオのスイッチを切ってもらうよう申出ができることについて、入所時オリエンテーション等で周知を図ることとする。
194	松江少鑑	R2. 3. 30	漫画を一日一冊に限定しているが、貸し出し冊数の拡大について検討されたい。	在所者間で公平を図る観点から、多くの冊数を貸与することは適当ではないものの、冊数の拡大については検討したい。
195	松江少鑑	R2. 3. 30	夜間の消灯について、在所者の睡眠を妨げないようできるだけ明かりが届かないよう工夫を検討されたい。	居室の夜間の照明は、在所者の体調の急変や規律違反行為等を見逃さないための保安上必要最低限の照度となっていることから、現在の照度を変更することは困難である。
196	松江少鑑	R2. 3. 30	土日のいずれかに入浴又はシャワーを実施するか、温かい蒸しタオルで体を拭く等は可能か検討されたい。また、固形石けんからボディーソープへの変更が確認できないので速やかに変更されたい。	土日の休庁日については、必要最低限の職員を配置した体制で施設を運営しており、シャワー浴の実施は困難である。しかし、代替措置として、気候等により濡れタオルでの清拭は引き続き実施していく。 なお、ボディーソープについては、既に固形石けんに加え自弁物品の使用を認めている。
197	松江少鑑	R2. 3. 30	土日の入浴や運動を実現できない理由は職員体制によるところが大きいようであるが、職員の補充やボランティアの活用は可能か検討されたい。	閉庁日の職員配置は、必要最小限で行っているところ、制止等の措置などいわゆる「指定職員」にしかできない職務があるため、保安要員が必要なことに変わりはなく、外部講師の活用を行うにしても職員配置が必要であり、職員配置上困難である。
198	松江少鑑	R2. 3. 30	施設統廃合について、少年の福祉や健全育成の観点から少年鑑別所という機関が安易に合理化の対象にされてはならない。松江少年鑑別所の支所化は食い止めたく、規模を縮小されることのないよう要望する。	施設の統廃合に関する御意見であり当所限りで対応することは困難であるが、御意見については上級官庁に伝達する。
199	岡山少鑑	R2. 3. 5	入浴回数を更に増やすこと、又は、毎日のシャワー浴の機会確保を要望する。	保健衛生に配慮しながら運用している。入浴、シャワー浴の回数増加は、予算上や職員配置等の制約により、対応は困難である。
200	岡山少鑑	R2. 3. 5	暑さ対策として、居室のエアコン設置を希望する。	平成30年度に2台増設したところである。さらなる措置は予算事情もあり、直ちに実施することは困難であるが、視察委員会の意見については上級官庁に報告する。
201	岡山少鑑	R2. 3. 5	就寝時の明るさを暗くする。若しくは、アイマスクの使用を要望する。	照明は、保安上必要最小限度の照度となっており、現状以下の照度とすることはできない。アイマスクについては、保安上の必要性から就寝中の少年の心身の動静を確認するため、顔の一部であっても覆うことは適当でなく、現状の対応とする。

202	岡山少鑑	R2. 3. 5	歯磨きの時間を長めに確保することを要望する。	歯磨きの時間は設定していない。 なお、食後は歯磨きをするよう促し、毎食後３０分から１時間程度の休憩時間の間に行うよう指導している。
203	岡山少鑑	R2. 3. 5	在所者が時間を確認するために、居室への時計設置を要望する。	各居室に置時計を備え付けている。
204	岡山少鑑	R2. 3. 5	教育的な図書の整備、ビデオの更新等を今後も続けていくよう要望する。	今後も視聴覚教材を含め、計画的に整備を進める。
205	岡山少鑑	R2. 3. 5	運動時間を増やすために何らかの工夫はできないか。	運動の機会は、土日休日等を含め居室内での運動を午前午後３０分ずつ設定しており、平日は戸外運動を含めると２時間程度の運動を可能としている。
206	岡山少鑑	R2. 3. 5	意見・提案箱の複数設置、在所者の用紙入手方法の工夫を検討されたい。	意見・提案箱の調達は可能であるが、現状に加えての適当な設置場所はないと思料する。用紙の入手方法としては、居室に備え付けることも方策の一つとして検討する。
207	岡山少鑑	R2. 3. 5	意見・提案書の書式改善できないか検討されたい。	意見・提案書は通達において定められた様式であり、当所の判断で変更することは困難であるため、御意見は上級官庁へ伝達する。
208	広島少鑑	R1. 6. 4	午後４時３０分からの夕食の時間を、少しでも遅くなるよう検討されたい。	令和元年度もこれまでと同じ契約業者となり食中毒防止の観点から、調理終了後から一定時間内に喫食する必要があるため、夕食時間は現行のとおりとする。
209	広島少鑑	R1. 7. 31	夏季のエアコンは午後１０時に切れるとのことだが、熱中症対策等を考慮し、稼働時間の延長を要望する。	熱中症対策として、所内の温度の状況に応じて夜間のエアコン使用は起床時までとした。
210	広島少鑑	R1. 7. 31	入所時に配布される「生活のしおり」に、意見・提案書の用紙を挟み込んでおき、入所時のガイダンスの際に意見があれば意見・提案箱を使用するよう説明することを希望する。	御意見を受け、入所時に意見・提案書の用紙を交付し、意見等があれば記載し意見・提案箱に投かんするよう説明することとした。
211	広島少鑑	R1. 10. 1	居室の夜間照明が明るいと訴える在所者がいることから、アイマスクなどの貸与を検討されたい。	在所者に貸与・支給する物品の品目については、訓令・通達で定められており、当所のみでの対応は困難である上、保安上の必要性から就寝中の少年の心身の動静を確認するため、顔の一部であっても覆うことは適当でなく、現状の対応とする。
212	広島少鑑	R1. 10. 1	備付図書に文学作品の小説が多いが、ライトノベルを読みたいという在所者がいるので、整備を検討されたい。	図書の整備時期であったため、ライトノベルを含めて購入した。
213	広島少鑑	R1. 12. 3	冬季には、食事の温食給与を要望する。	主食については保温庫を使用しているが、副食については、弁当で一律に加温には向かないため、温食給与は困難である。
214	広島少鑑	R1. 12. 3	入浴の際、脱衣所が寒いとのことなので、寒さ対策を検討されたい。	脱衣所に暖房設備はないが、浴室内の暖房を効果的に活用することにより、脱衣所の室温を上げた。
215	広島少鑑	R1. 12. 3	職員にいきなり居室の扉を開けられるとびっくりするとのことなので、発達特性がある在所者もいることから、事前の声掛けなどの対処を検討されたい。	職員に対して本意見を周知し、在所者の発達特性を理解させ、相応の対応を取ることにした。
216	広島少鑑	R1. 12. 3	現在年５回視察委員会を実施しているが、鳥取少年鑑別支所が増えるので、開催回数を１回増やし、かつ、鳥取で開催できる旅費の予算措置を要望する。	視察委員会の開催回数の増加等については予算措置が必要となり、当所限りで対応することは困難であるが、御意見については上級官庁へ伝達する。
217	広島少鑑	R2. 3. 3	令和２年度から鳥取少年鑑別支所が増えるため、第１回目の視察委員会の開催時期を早くして、開催の間隔を確保することを希望する。	公務員である視察委員の異動発表が３月末であり、そこから任命の上申手続に入るため、令和元年度と同様の第１回開催時期となる。
218	広島少鑑	R2. 3. 31	意見・提案箱への投かんがないため、視察委員会が作成したアンケート用紙を退所時に配布し、回答してもらう形式を要望する。	従前から、在所者に退所時アンケートを実施しているところであり、これに加えて文書の記載等をさせることは、在所者の負担が大きいと思われるため、実施については困難であるが、意見・提案書の投かんがあまりないことについては、意見・提案箱の設置場所等についての更なる周知徹底に努めるとともに、在所者が意見や提案を出しやすくなるような対策を考えたい。
219	広島少鑑	R2. 3. 31	冬季の寒さ対策として、午後７時で切られる暖房を就寝時間まで稼働することを検討されたい。	午後７時からが、布団に入ってテレビ視聴などができる時間であり、廊下設置の暖房の効果や予算面も考慮して、現行のとおりとする。降雪など天候によって臨機の対応は行う。

220	広島少鑑	R2. 3. 31	在所者数も減っていることから、入浴の時間をもう少し長くすることを要望する。	光熱水料、職員配置等の事情を踏まえ、適正かつ柔軟な対応に努めたい。
221	広島少鑑	R2. 3. 31	誤投薬や誤配布の事案が報告されたが、在所者のプライバシーに関わることであり、再発防止の対応を要望する。	数回にわたって職員研修を実施した。また、令和２年度から当所で勤務することになった職員にも研修を実施し、情報を共有して再発防止に努めている。
222	広島少鑑	R2. 3. 31	鳥取少年鑑別支所の設置により、視察委員会の委員数が１名増えたが、鳥取少年鑑別支所での視察を充実させるためにも、鳥取少年鑑別支所近隣の視察委員を２名以上とすることを要望する。	視察委員の数については、当所限りで対応することは困難であるため、視察委員会から要望があったことについて、上級官庁に伝達する。
223	山口少鑑	R2. 3. 30	居室内にエアコンなどの空調設備の設置を早急に要望する。	居室内へのエアコンの設置は、予算事情により、直ちに実施することは困難であるが、視察委員会の意見は上級官庁に報告する。
224	山口少鑑	R2. 3. 30	在所者に貸与する書籍について、文庫本や新書判の書籍など、在所者が手にとって読みやすいものとすることを検討されたい。	今後の図書整備時に、積極的に検討していきたい。
225	山口少鑑	R2. 3. 30	図書館から在所者向けに借りる本について、なるべく在所者の希望を反映したものになることを要望する。	在所者の希望を反映した本を借りることは、図書館の蔵書等の都合もあり難しいと考えられるが、今まで以上に在所者の興味・関心を引く図書を借りるようにしたい。
226	山口少鑑	R2. 3. 30	在所者の就寝後の職員間の会話について、必要性は理解しているが、場所や声の大きさなどに十分気を配ることを要望する。	職員に対し、在所者の就寝後に引継ぎ等を行う際の留意事項について、指導したい。
227	山口少鑑	R2. 3. 30	就寝時間帯の照明の照度について、検討されたい。	在所者の就寝時間帯の居室の照明は、保安上及び在所者の健康状態を把握する必要があるため、一定の明るさを確保する必要があるが、現在の照度からの変更は考えていない。
228	山口少鑑	R2. 3. 30	就寝時間帯の照明について、他施設の実情を確認し、器具等の変更ができないか検討されたい。	他施設の実情を承知していないことから、今後、確認した上で、対応を検討したい。
229	山口少鑑	R2. 3. 30	再入所の在所者に対し、前回入所時と同様の課題を与える場合には、積極的に取り組むことができるように、職員からの説明を工夫することを要望する。	再入所の在所者に対する教示方法等を工夫し、対象となる在所者が積極的に取り組むことができるようにしたい。
230	山口少鑑	R2. 3. 30	衣類の洗濯について、入所時だけでなく、在所中にも再度説明するなどして、在所者が洗濯を確実に出せるように要望する。	衣類の洗濯について、入所時以外においても丁寧な説明や指導を行うこととしており、引き続き適切に対応することとしたい。
231	山口少鑑	R2. 3. 30	視察委員会開催日以外でも在所者から視察委員会に対する面接希望があれば、日程調整の上、視察委員が面接に出向くことも可能であるので、視察委員に連絡を頂くことを希望する。	今後、在所者から視察委員会に対する面接希望があった際には、その希望に応じられるように対応したい。
232	徳島少鑑	R2. 3. 4	夕食の提供時間について、午後４時３０分の提供は一般的な中高生の生活様式と比較すると早過ぎるため、もう少し遅い時間に変更するよう要望する。	夜間においては、最低限の人員で在所者の処遇や保安に当たっており、職員の勤務時間及び日課の運営上、夕食の提供時間を現在より遅らせることは困難である。
233	徳島少鑑	R2. 3. 4	在所者への図書の貸出冊数が、平日５冊、週末７冊であるが、在所者の意見等から貸与冊数を増やすよう要望する。	蔵書の整備を進め、休前日の貸与冊数を増やすよう検討する。
234	徳島少鑑	R2. 3. 4	令和元年度の徳島少年鑑別所視察委員会では、冒頭に所長から概況説明が行われる運用がなされ、委員が情報を得られ、意見交換の場を持てるようになったことから、今後も続けられたい。	引き続き概況説明を行うなどして、情報提供に努める。
235	高松少鑑	R2. 3. 18	在所者が希望した場合には、面会時間の延長等について、臨機応変に対応いただきたい。	やむを得ないと認めるときも、少年鑑別所法施行規則第４９条に定められた１０分を下回らない面会を確保するほか、調整等の必要があれば臨機応変に対応している。
236	高松少鑑	R2. 3. 18	職員無立会での面会の実施について、検討いただきたい。	少年鑑別所法第８１条の規定に基づき、適正に面会を実施している。
237	高松少鑑	R2. 3. 18	適切な保健衛生上の措置を講ずるため、入浴又はシャワーの使用回数を増加し、少なくとも通年週３回とすることを強く要望する。	入浴回数を増やすことは予算事情及び職員配置の事情から基本的には難しいが、関係法令の定めに基づき適切に実施している。令和２年度は、職員の欠員が解消されたこともあり、予算執行状況及び気候等の状況に応じて、臨機の入浴又はシャワーの使用回数が増加するよう極力努めたい。

238	高松少鑑	R2. 3. 18	運動内容をより充実させるため、１時間程度の運動時間の確保を要望する。	夏場の熱中症予防等の理由で、屋外での運動時間を短縮することもあるが、引き続き、室内運動も含め、法令に基づき１時間程度の運動時間は確保したい。
239	高松少鑑	R2. 3. 18	特に下着等の洗濯について、定められた洗濯回数のほか、臨機に洗濯できるよう対応いただきたい。	下着の洗濯については、従前から運動後等に洗濯を実施できるようにしており、引き続き適切に対応していきたい。
240	高松少鑑	R2. 3. 18	在所者から、本の貸出冊数が少ないという意見や、新しい本や雑誌を置いてほしいとの意見があったため、検討いただきたい。	毎年数十冊以上新しい図書に更新しているが、令和２年度も、在所者の意見や反応等を参考に、新しい図書を整備していきたい。
241	高松少鑑	R2. 3. 18	支給された弁当の中に、十分に解凍されていないものがあったという意見があり、適切な食事の提供となるよう、担当業者に注意を促していただきたい。	検食において未解凍の食品は確認されていないが、担当業者に対し、引き続き適切な食事の提供について注意喚起を行った。
242	高松少鑑	R2. 3. 18	夕食の提供時間について、午後４時３０分は、社会一般の時間と比べて早いため、午後５時に近い時間での提供を実施いただきたい。	夕食の給与時間を遅らせると、職員に常態的に超過勤務を命じることになるなど実施が困難であったところ、令和元年度は、非常勤職員を採用することで、休庁日は午後５時に近い時間の給与を実現した。令和２年度は現時点で休庁日の非常勤職員を採用できていないため、引き続き採用に向けて公募を継続するなどして、少しでも午後５時に近い時間に給与できるよう努力していきたい。
243	高松少鑑	R2. 3. 18	保護室について、在所者の安全を確保し、心身を安定させるため、設置を要望する。	引き続き、保護室設置を上級官庁に要望したい。
244	高松少鑑	R2. 3. 18	少年鑑別所職員の待遇について、適切な人員配置を行い、良好な職場環境を維持していただきたい。	令和２年度は、職員の欠員が解消されたが、引き続き、適切な職員配置がなされるよう、上級官庁に要望したい。
245	高松少鑑	R2. 3. 18	複数の在所者から、少年鑑別所職員の態度や言動に対して不満が述べられたため、職員は、在所者の模範となれるよう、熱意をもって適切に接していただきたい。	在所者への言動について職員研修等を通して注意喚起をしているところであるが、改めて視察委員会の意見を全職員に周知するほか、適切な接し方等について、新採用職員も含め確実に指導していくこととしたい。
246	高松少鑑	R2. 3. 18	地域援助業務について、精神障害者に関わる民間施設や学校の特別支援学級をターゲットに、積極的に働き掛けることを要望する。	福祉施設や学校からの依頼に基づく地域援助は、これまで力を入れてきたことから、少年鑑別所の専門性を生かして、今後も積極的に取り組んでいく。
247	高松少鑑	R2. 3. 18	地域援助業務について、小学校や中学校の個別のケース会議に積極的に参加し、学校で発生している問題の解決に尽力いただきたい。	学校現場からの依頼は増えてきており、連携は強化されつつあることから、今後も少年鑑別所の専門性を生かして積極的に関わっていききたい。
248	高松少鑑	R2. 3. 18	地域援助業務について、法務少年支援センター高松のパンフレットに「個別ケース会議への参加」と明記することについて検討いただきたい。	今後、パンフレットを更新する際には明記したい。
249	高松少鑑	R2. 3. 18	地域援助業務について、児童相談所が抱える虐待ケースの判定会議に参加するなど、児童相談所との連携を強化していただきたい。	児童相談所からの依頼に基づくケース会議等には積極的に参加しており、引き続き連携強化を図りたい。
250	高松少鑑	R2. 3. 18	地域援助業務について、虐待を受けた子供の安全を確保するため、少年鑑別所を委託一時保護施設として、子供を収容できるように検討いただきたい。	御意見のような収容を可能とするためには法律改正が必要であり、高松少年鑑別所限りで対応することは困難であるところ、視察委員会の意見として、上級官庁に伝達する。
251	松山少鑑	R2. 3. 5	外部から居室への虫の侵入を防ぐため、設置済みの網戸の定期的な点検及び必要な修繕を実施するよう要望する。	居室の窓に設置されている網戸については、定期的な点検と必要な修繕を実施している。また、殺虫スプレーの貸与については、申出に応じて殺虫スプレーを貸与できる旨生活のしおりに記載し、入所時オリエンテーションの際に説明するなど周知を図っているが、引き続き丁寧な説明及び対応を行っていく。
252	松山少鑑	R2. 3. 5	猛暑対策のため、引き続き冷暖房装置の設置・充実を図るほか、冷房設備（扇風機を含む）の使用期間について気候に応じた柔軟な運用となるよう要望する。	現在、女子寮にはエアコンが設置されているところ、男子寮及び共用寮の冷房設備については、予算事情を勘案しつつ措置に向け検討を行っている。また、扇風機の使用は、従来から気候に応じて柔軟に使用できる運用としており、引き続き気候に応じた適切な対応を行っていく。
253	松山少鑑	R2. 3. 5	入浴時間（２０分間）について、在所者の特性や気温等に応じて入浴時間を延長するよう要望する。	入浴時間については、他の鑑別・観護処遇に係る時間等との均衡、光熱水料、職員配置等の事情、その他個々の状況を勘案し、適正かつ柔軟な対応に努めたい。

254	松山少鑑	R2. 3. 5	居室内のトイレ臭対策のため、定期的な排水管清掃を実施するよう要望する。	令和元年度に全居室のトイレについて専門業者による排水管清掃を実施したところであるが、今後も同清掃を定期的に継続していく。
255	松山少鑑	R2. 3. 5	就寝時の常夜灯の照度について、明るくて眠れないとの意見があり、照度減少等を検討されたい。	就寝時の常夜灯の照度を落とすことについては、夜間の動静把握等の保安上及び在所者の健康状態把握の必要性から難しい。
256	松山少鑑	R2. 3. 5	夕食開始時刻が早いことから、翌朝の朝食時までに空腹を感じることもあるとの意見があり、夕食の時間の在り方について検討されたい。	共同炊さんの都合上、温食給与及び食中毒防止の観点から、現状において夕食開始時刻を変更することは難しい。
257	松山少鑑	R2. 3. 5	現行の時間以上に運動を希望する意見があり、運動の時間の延長等を検討されたい。	1日当たり居室外の運動は1時間を確保しており、加えて、より多く身体を動かしたい在所者のために別途居室内で運動ができる時間を設けている。
258	高知少鑑	R2. 3. 31	視察委員会が更に柔軟かつ十分な活動ができるよう、開催回数制限の撤廃を検討されたい。	視察委員会の開催回数の増加に伴う予算措置が必要となる。施設限りでは対応できないため、委員会の要望は上級官庁に報告する。
259	高知少鑑	R2. 3. 31	夕食時間について、現在の設定では早すぎるため、予算措置等を含めて対応いただきたい。	業者との契約上、食中毒防止の観点から夕食を提供できる期限が決まっている上、職員配置の都合等の観点から給与時間を定めており、対応は困難である。
260	高知少鑑	R2. 3. 31	休日を含む時間外の面会への対応等、予算措置等を含めて対応いただきたい。	保安上及び職員配置上の理由から、常態的な閉庁日・執務時間外の面会実施は困難である。特段の事情がある場合の配慮をどの程度行うかについては、個別のケースを精査して慎重に判断したい。
261	高知少鑑	R2. 3. 31	できるだけ早く全居室へエアコンを設置していただきたい。	エアコンを全室に設置することについては、予算事情もあり、直ちに実施することは困難であるが、要望があったことは上級官庁に伝達する。
262	高知少鑑	R2. 3. 31	休日を含め、毎日入浴ができるよう改善をしていただきたい。	現在、夏季においては、平日の毎日、シャワー浴又は入浴の機会を設けるなどの配慮を行っている。また、令和2年度は冬季の入浴を週3回にすることについて試行する。ただし、休日については、職員配置上や予算事情もあり、現行では対応が困難である。意見については、上級官庁に伝達したい。
263	高知少鑑	R2. 3. 31	消灯時間について、社会の実情を踏まえ、原則的な消灯時間をせめて22時にしていただきたい。	消灯時間については、保安上や職員配置の事情から対応が困難である。ただし、延灯については、今後も個々の事情に応じて柔軟に対応したい。
264	高知少鑑	R2. 3. 31	意見・提案書について、より多くの意見が寄せられるよう、引き続き協力されたい。	意見・提案書や視察委員会の意義については、在所者に対して引き続き丁寧な説明を行っていく。また、視察委員会に対する情報の提供は、少年鑑別所法をはじめとする関係法令・訓令通達に基づき、協力していく。
265	福岡少鑑	R2. 3. 10	小倉少年鑑別支所に、福岡少年鑑別所とは独立した別個の少年鑑別所視察委員会を設けるよう、強く求める。	視察委員会の増設、視察委員の増員ほか、視察委員会の開催に伴う必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないので、視察委員会の要望を上級官庁に伝達する。
266	福岡少鑑	R2. 3. 10	福岡少年鑑別所及び小倉少年鑑別支所に独立した別個の視察委員会を設置することができないのであれば、視察委員会を2名程度増員することを求める。また、各々の施設につき最低でも年4回、合計8回の会議を開催できるよう予算措置を講じるよう、強く求める。	視察委員会の増設、視察委員の増員ほか、視察委員会の開催に伴う必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないので、視察委員会の要望を上級官庁に伝達する。
267	福岡少鑑	R2. 3. 10	他施設の視察委員会から出された意見及び内容並びにそれに対して少年鑑別所の長が講じた措置を毎年度必ず参照するようにするとともに、他施設がとった措置につき積極的に情報を収集し、自発的な施設運営の改善に努めるよう求める。	これまでも、法務省ホームページ掲載の他施設の視察委員会から出された意見等について参照し、施設運営の改善に努めているところであるが、今後も継続していくこととしたい。

268	福岡少鑑	R2. 3. 10	職員のワークライフバランスが保たれるよう十分に注意し、職員１人あたりの業務量が過多にならないよう配慮することを要望する。	ワークライフバランスの推進については施設を挙げて取り組んでいるところであるが、休職者の発生や入所者の集中等により、業務が多忙を極める状況が生じることがある。今後も職員配置の工夫や業務合理化を進めながら、ワークライフバランスの推進に取り組みたい。また、休職中職員の補充については、施設限りでは対応できないので、視察委員会の要望を上級官庁に伝達する。
269	福岡少鑑	R2. 3. 10	休職者の復職にあたり、外部の医療機関との連携を含め、実効的な支援策が具体的に講じられるよう求める。また、過去に在所者に対して不適正な振舞いを行った職員が在所者と接触機会のある職務に復帰する際、その職務に段階的に就くことができる体制を確立、整備することを強く要望する。	長期休職中の職員が復職する際、外部の医療機関との調整を行いつつ、「ためし出勤」制度に基づき、支援策を講じている。また、これまでも、職員研修や各種指導等を通じて、不適正処遇事案の未然防止を図ってきたところであるが、今後も適切な監督・指導を継続して行いたい。
270	福岡少鑑	R2. 3. 10	職員が「健全な育成」を行う機関であることにふさわしい言葉遣いや振舞いをとることができるようにするよう、指導体制を整えることを求める。	これまでも、職員研修や各種指導を通じて、少年鑑別所職員であることにふさわしい言葉遣いや振舞いをとることができるように努めてきたところであるが、今後も適切な監督・指導を行っていききたい。
271	福岡少鑑	R2. 3. 10	人間行動諸科学の専門機関にふさわしいように、各種学会への参加に対する財政補助等、職員の専門性の維持・発展を後押しする支援体制を確立、整備することを求める。	これまでも各種学会への参加などや職員の専門性の維持・向上の機会を設けており、今後も継続して行っていきたい。
272	福岡少鑑	R2. 3. 10	同一施設への連続勤務年数が長くないよう、職員の流動性を確保するよう要望する。	職員の異動については、施設限りでは対応できないので、視察委員会の要望を上級官庁に伝達する。
273	福岡少鑑	R2. 3. 10	１日に使えるタオルを２本から３本に増やすことを求める。	本意見を参考に、タオルの貸与数について検討したい。
274	福岡少鑑	R2. 3. 10	福岡少年鑑別所及び小倉少年鑑別支所の居室に冷暖房機器及び空気循環器（サーキュレーター）を設置することを求める。	冷暖房機の設置及び空気循環器の設置については、施設の構造、電力供給能力及び予算事情等を勘案しつつ検討したい。
275	福岡少鑑	R2. 3. 10	福岡少年鑑別所について、早期の建て替えを検討するよう求める。	法務省インフラ長寿命化計画に基づき必要な補修等を繰り返しつつ、施設の建て替えに向けた予算措置等について、引続き上級官庁に要望したい。
276	福岡少鑑	R2. 3. 10	福岡少年鑑別所本所において在所者に温かい食事を出すことができるよう、温食器が活用されるよう要望する。また、財政措置を講じることを含めて、温かい汁物を出すことができるようにすることを要望する。	今後も配送後速やかな配食に努めることとしたい。また、汁物の追加給与については、配置上等の制約から困難であることをご理解いただきたい。
277	福岡少鑑	R2. 3. 10	各種障がいをもつ在所者に配慮するため、福岡少年鑑別所及び小倉少年鑑別支所で作成されている「生活のしおり」をユニバーサル・デザインのフォントを用いて作成することを要望する。また、文字情報だけで説明を行うのではなく、可能な範囲で写真や絵を用いることを要望する。	本意見を参考にし、「生活のしおり」の改正を検討したい。
278	福岡少鑑	R2. 3. 10	福岡少年鑑別所の居室に置かれている机を現代の子供の体格に見合う大きさのものに替えるよう要望する。	現在の在所者の身体状況に合わせた設備及び備品の整備に係る必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないので、予算事情を踏まえて検討する。
279	佐賀少鑑	R2. 3. 26	内省については、在所者が非行事実を否認していることもあるので、在所者の主張している事実を前提としたきめ細やかな対応を要請する。	在所者に対しては、必要に応じ柔軟に課題の内容（テーマ）を変更している。今後も、当該在所者の主張する事実等の個別的事情に配慮した対応を行いたい。
280	佐賀少鑑	R2. 3. 26	内省課題の取組方法に関し、内省の際の体勢について、壁との距離を適切に保った状態での内省の実施運用を要請する。	教示文には、頭を壁にもたれる等内省にふさわしくない姿勢を避ける上で最低限必要な間隔を示しており、運用上は楽な姿勢で座って行うよう指導している。
281	佐賀少鑑	R2. 3. 26	図書について、学問以外の分野（小説など）についても多様かつ鮮度の高い図書の入庫を求める。	新聞等の書評や文学賞の受賞動向も踏まえ、学問以外の分野（小説など）についても、話題作や名作を追加整備した。今後も、多様かつ鮮度の高い図書の整備を進めたい。
282	長崎少鑑	R1. 5. 15	食事の時間が早すぎるので、給与する時間を遅くできないか検討されたい。	食中毒防止の観点から、現在の時間よりも遅く給与することは困難である。
283	長崎少鑑	R1. 11. 13	意見・提案箱に意見を入れやすくするため、視察委員会で用意した書面を在所者全員から回収することを検討されたい。	視察委員会が作成したアンケート用紙を全入所者に渡し、退所時にアンケート結果を専用ボックスに入れることにした。

284	長崎少鑑	R1. 11. 13	朝食時、米食の日は原則味噌汁を付けることができないか検討されたい。	前年度の業者において、米飯のときも味噌汁が付くときと付かないときがあったことから、弁当業者に依頼し、栄養バランスや予算に問題のない範囲で、米飯の時は原則として味噌汁を給与するよう改善した。
285	長崎少鑑	R2. 2. 19	自弁物品の購入できる品目を増やせないか検討されたい。	購入できる品目を２品目増やした。
286	長崎少鑑	R2. 2. 19	自弁物品の１回で買える品数を増やせないか検討されたい。	それまで１回につきお菓子類２点、ジュース類２点であったが、お菓子類については４点まで、ジュース類についても４点まで購入できるよう改善した。
287	熊本少鑑	R2. 3. 31	新型コロナウイルスなどの感染症に対しても十分な対応ができるような人的物的設備・環境作りに努めていたきたい。	医務課長を中心に最新の情報に基づく予防策を適宜更新しながら、在所者及び職員の生命を守り、業務継続できる体制を構築していく。 新型コロナウイルスの感染防止対策としては、いわゆる「３密」の状況を作らないよう入浴、運動、図書交換等について個別で実施する。
288	熊本少鑑	R2. 3. 31	エアコンについて、例外的な収容人数増加にも対応できるよう、さらなる増設を検討されたい。	エアコンの増設設置については、予算事情により、直ちに実施することは困難であるが、視察委員会の意見は上級官庁に報告することとする。
289	熊本少鑑	R2. 3. 31	少数ではあるが、魚が苦手な在所者から、魚の頻度が多いなどの意見があった。可能な限りバリエーションに富んだ食事の提供を検討されたい。	魚が多いとの意見があったことについては、栄養的にバランスの取れた献立を計画しているところ、し好の問題もあるものの、魚に偏らないバランスの取れた献立について、可能な限りバリエーションに富んだ食事となるよう、次年度の入札時に弁当業者に要望する。
290	熊本少鑑	R2. 3. 31	意見・提案箱、意見・提案書について説明を受けたことを覚えていない在所者が少数ながらいた。この点について在所者らには全て説明し、周知の努力をしているとのことであったが、さらなる周知をお願いしたい。	入所時オリエンテーションの際の説明を引き続き丁寧に実施するとともに、生活のしおりに意見・提案書及び設置している旨及び意見・提案箱の写真を掲載した。
291	熊本少鑑	R2. 3. 31	令和２年度についても、少年鑑別所視察委員会の職務内容や意義が十分伝わり、在所者から面接を希望してもらえるよう、更なる協力をお願いしたい。	今後も引き続き、少年鑑別所視察委員会の意見を踏まえて、少年鑑別所視察委員会の職務内容や意義がより良く伝わる方法について、できる限りのことを少年鑑別所視察委員会とともに検討していく。
292	大分少鑑	R2. 2. 10	毎日の夕食時に、カップ麺を提供して、１日の総給与熱量（総カロリー）を満たすようにしている状況を、即時、改善するよう求める。	カップ麺の給与を中止し、他の食品で標準栄養量を満たすよう献立を改めた。
293	大分少鑑	R2. 2. 10	在所者に対し、栄養のバランスが取れ、温かい食事を給与するよう求める。	副食の増量を図ることにより、よりバランスの取れた温かい食事を給与ことにした。
294	大分少鑑	R2. 2. 10	本来、在所者に対する食事は、法務省等の国の機関等が適切な予算を少年鑑別所に与えた上で、適切な弁当給食を用意できる会社を手配させたり、このような会社の手配できない場合には、刑務所からの共同炊さんを再開させるなどして、その責任かつ機能において、これをすべきである。	施設限りでは対応できないので、視察委員会の要望は上級官庁に伝達する。
295	宮崎少鑑	R2. 3. 30	在所者は遠慮して３０分以上の面会はできないと感じてしまうおそれがあるため、３０分を経過した時点で「全部ちゃんと話せたか」などと聞かないようにするなど、面会時間については３０分以上実施できることが伝わるよう、在所者及び面会者の面会継続の意思確認について工夫すること。	面会には、当所の職員事情から専属の職員を配置できず、面会者が来庁した場合、職員個々の職務執行状況を勘案し、できるだけ迅速に対応職員を選定している。そのため、目安としての時間（３０分）を面会開始時に懇切に伝えている状況である。 なお、在所者によっては遠慮して面会継続の意思を伝えられない場合があるので、適切な配慮を行うよう職員への指導を徹底した。
296	鹿児島少鑑	R1. 8. 28	雨漏りによる被害個所を視察したが、在所者や職員の健康状態を考慮し、早急な環境改善を図られたい。	庁舎屋上防水改修工事及び庁舎内装等改修工事が終了し、雨漏りの補修が完了した。
297	那覇少鑑	R1. 5. 16	土日等の休日においても入浴を可能とできるよう検討されたい。	休日は、最低人員の職員配置で業務を行っており、入浴を実施することは、困難である。
298	那覇少鑑	R1. 5. 16	入浴ができない日において、適宜のタイミングで身体清拭をすることができるよう検討されたい。	本人の申出による身体清拭は随時に可能であり、在所者には遠慮なく申し出るように周知している。

299	那覇少鑑	R1. 5. 16	弁当給食について、在所者によって量の多寡を感じているようであるが、柔軟に個別対応できるよう検討されたい。	体格が大きい在所者については、増量支給を行うなど、法令に従って運用している。規定の範囲を超える支給は困難である。
300	那覇少鑑	R1. 8. 8	在所者の居室内に虫が入ってくることについて、対策を検討されたい。	在所者の入れ替わりによる空室が生じるごとに清掃、消毒、虫の駆除を行っており、廊下にも駆除剤を設置するなどして予防に努めている。実際に、居室内に虫が出た場合には、殺虫剤を使用するなど臨機に対応している。
301	那覇少鑑	R1. 10. 3	居室内での自由時間（余暇時間）について、室内運動を行うことができるよう検討されたい。	余暇時間帯に室内運動を実施させることは、職員配置や保安警備上の事情から困難である。
302	那覇少鑑	R1. 12. 12	入浴終了時に体を拭くタオルについて、新しい（使用中でない）タオルを使用できるように検討されたい。	タオル使用の方法について、入浴後には身体の清拭用にタオルを別途貸し出すように改めた。
303	那覇少鑑	R2. 3. 23	上記、入浴日以外のタオルによる身体の清拭について、知らなかったとする意見があったので周知方法を検討されたい。	入所時の個別オリエンテーションにおいて職員が告知することを徹底した。さらに適宜、所内放送において周知することとした。